

官報

号 外
国会会議録

令和7年5月20日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十七号

令和7年5月20日(火曜日)

議事日程 第二十五号

令和7年5月20日

午後一時開議

第一 環境影響評価法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、参議院送付)

第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の

雇用の安定及び職業生活の充実等に関す

る法律等の一部を改正する法律案(内閣

提出)

第四 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰

対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費

使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(承諾を求めるの件)(第二百十六回国

会、内閣提出)

第五 令和五年度一般会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書(承諾を求める

の件)(第二百十六回国会、内閣提出)

第六 令和五年度特別会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書(承諾を求める

の件)(第二百十六回国会、内閣提出)

令和7年5月20日 衆議院会議録第二十七号

環境影響評価法の一部を改正する法律案

第七 令和五年度特別会計予算総則第二十一条

第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(承諾を求め

るの件)(第二百十六回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 環境影響評価法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化

等に関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、参議院送付)

日程第三 労働施策の総合的な推進並びに労働

者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関す

る法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 令和五年度一般会計原油価格・物価

高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費

使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾

を求めるの件)(第二百十六回国会、内閣提

出)

日程第五 令和五年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める

の件)(第二百十六回国会、内閣提出)

日程第六 令和五年度特別会計予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める

の件)(第二百十六回国会、内閣提出)

日程第七 令和五年度特別会計予算総則第二十
一条第一項の規定による経費増額総調書及び
各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの
件)(第二百十六回国会、内閣提出)

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化
のための国民年金法等の一部を改正する等の
法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きま
す。

○議長(額賀福志郎君) この際、御紹介申し上げ
ます。

ただいまウズベキスタン共和国のヌリッディ
ン・ムイディン・ホノヴィッチ・イスマイロフ最
高議会上院議長御一行が外交官傍聴席にお見えに
なっておりますので、諸君とともに心から歓迎申
し上げます。

〔起立、拍手〕

日程第一 環境影響評価法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、環境影響評価
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。環境委員長近藤昭一
君。

環境影響評価法の一部を改正する法律案及び同
報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、環境委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境影響評価法の施行を通じて明らか
になった課題等に対応するため、工作物の新設又
は増改築の事業であつて現に存在する工作物の撤
去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的と
するものについて環境影響評価方法書の作成前の
手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書

令和七年五月二十日 衆議院會議録第二十七号

類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講ずるものであります。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案は、去る五月八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託をされました。

本委員会におきましては、翌九日、浅尾環境大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入りまして、十三日参考人から意見を聴取し、十六日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に對しまして、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案
委員長の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

本案は、最近における悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずるものです。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十三日本委員会に付託され、翌十四日坂井国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十六日に質疑を行い、質疑終局後、採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對し附帯決議が付されました。以上、御報告します。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤丸敏君。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔藤丸敏君登壇〕

○藤丸敏君 ただいま議題となりました労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、カスターマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に、雇用管理上必要な措置を講ずることを義務づけること、

第二に、男女間における賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主等に義務づけるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を十年間延長すること、

第三に、職場における治療と仕事の両立を支援

するため、事業主に、必要な措置を講ずる努力義務を課すること等であります。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案は、去る五月八日本委員会に付託され、翌九日福岡厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日に参考人から意見を聴取し、翌十四日から政府に對する質疑を行い、十六日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の五会派より、本案に對し、カスターマーハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示を追加すること等を内容とする修正案が、また、日本共産党より、本案に對し、労働者の就業環境を害する言動等を禁止すること等を内容とする修正案が提出され、両修正案について趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び両修正案について討論、採決を行った結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、五会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）

日程第五 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）

日程第六 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）

日程第七 令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）

○議長（額賀福志郎君） 日程第四、令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）、日程第五、令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）、日程第六、令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）、日程第七、令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長鈴木義弘君。

（報告書は本号末尾に掲載）

（鈴木義弘君登壇）

○鈴木義弘君 ただいま議題となりました各件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

これらの各件は、憲法、財政法等の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費について、その使用事項は、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費で、その使用総額は一兆一千三百十億円余であります。

次に、令和五年度一般会計予備費について、その使用事項は、道路等災害復旧事業等に必要経費等計六十七件で、その使用総額は三千七十七億円余であります。

次に、令和五年度特別会計予備費について、その使用事項は、給油所等設備災害復旧に必要な経費等計二件で、その使用総額は十九億円余であります。

次に、令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等計三件で、その増額総額は七十億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき去る十二日加藤財務大臣から説明を聴取した後、昨十九日質疑を行いました。質疑終了後、討論、採決の結果、各件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

（賛成者起立）

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（額賀福志郎君） この際、内閣提出、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣福岡資麿君。

我が国においては、健康寿命が延伸し、単身世帯や共働き世帯が増加するとともに、高齢者や女性の就業の更なる進展や持続的な賃上げの継続が見込まれます。こうした社会経済の変化を踏まえ、年金制度において、ライフスタイル等の多様化を反映し、働き方に中立的な制度を構築するとともに、高齢者の生活の基盤の強化のための所得保障及び再分配機能の強化を行うため、この法律案を提出いたしました。

（国務大臣福岡資麿君登壇）

○国務大臣（福岡資麿君） ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、被用者保険の適用範囲を拡大するため、短時間労働者を適用すべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ、撤廃するとともに、賃金要件についても、最低賃金の動向をみながら撤廃します。また、既存の事業所に配慮しつつ、常時従業員を五人以上使用する個人事業所に係る非適用業種を解消します。

第二に、在職高齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と老齢厚生年金の合計額の基準を六十二万円に引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大します。

第三に、子のない二十代から五十代までの者に係る遺族厚生年金制度について、受給要件等の男女差を解消し、併せて、所得等に応じた給付の継続等の配慮措置を設けます。

第四に、厚生年金保険の標準報酬月額の上限について、七十五万円に段階的に引き上げます。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）外三件 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案についての福岡厚生労働大臣の趣旨説明

第五に、個人型確定拠出年金の加入可能年齢を七十歳未満に引き上げます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和八年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。三谷英弘君。

三谷英弘君(登壇)

○三谷英弘君 自由民主党の三谷英弘です。

自由民主党・無所属の会を代表して、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について、私も氷河期世代の一員ですので、その思いも込めて、以下、質問させていただきます。(拍手) まず、被用者保険の適用拡大について伺います。

今回の改正では、賃金要件を撤廃して、いわゆる百六万円の壁を取り除いたほか、企業規模要件も段階的に撤廃することで、これまで国民年金しか加入できていなかった方が厚生年金に加入できるなど、改正のメリットは相当大きなものです。

一方、事業主の側から見れば、この改正は、人材確保に資する側面もありますが、事業者のいわゆる裏負担が大きくなり、今後の賃上げ余力すらなくしかねません。そうならないよう事業主に経済的支援を行うとしても、今度は申請手続など多大な事務負担を負わせることになります。

そのため、被用者保険の適用を拡大するに当たっては、中小企業や小規模事業者の過度な負担にならないよう、適切な形で支援を実施すべきと考えますが、この点、福岡厚生労働大臣の見解を伺います。

次に、在職老齢年金制度の基準額引上げと標準報酬月額の上限の見直しについて伺います。

在職老齢年金制度の基準額引上げは、六十五歳以降も希望に応じて働くことを選択しやすくするものであり、本人の年金の確保に加え、人手不足緩和に資する重要な改正です。

他方、標準報酬月額の上限の見直しは、該当者の現役時の負担は増えますが、負担が増えた分、将来給付も増えますので、メリットも大きなものです。

これらは本来別々の制度ですが、二つ並べたとき、現役世代の負担を増やして高齢者の給付を厚くするといった誤ったメッセージとならないよう、これらが現在と将来、双方の年金受給者にとつてメリットの大きな改正であるとの説明が重要です。この点について、福岡厚生労働大臣の説明を求めます。

遺族年金制度の見直しについて伺います。

現行の制度は、いわゆる専業主婦世帯を前提とした制度設計となっており、共働きが一般化した現状に合わせて変えていくことが求められます。今般の遺族年金制度の見直しの考え方について、福岡厚生労働大臣に伺います。

iDeCoの見直しについても伺います。

高齢期に向けた資産形成を応援するためには、企業年金の推進に加えて、iDeCoをより活用しやすくしていくことが重要です。今般のiDeCoの加入可能年齢の引上げの趣旨について、福岡厚生労働大臣に伺います。

最後に、基礎年金の水準について伺います。

政府は、マクロ経済スライドの早期終了に関する具体的な措置を盛り込んでいない法案を提出いたしました。この点については、既に、必要な改革の先送りである、就職氷河期世代が年金受給世代となるのはそう遠くない時期であることを考えても不適切であるといった批判をいただいています。しかしながら、それでは、単にマクロ経済スライド早期終了のための措置を盛り込めばよかったかという点、そう単純ではありません。

まず、厚生年金の積立金を基礎年金に充当することが、いわゆる厚生年金の流用であり、不適切であるという批判が予想されます。この点、確かに、それまで仕事を行い、社会保険料を支払ってきた方々の中に、一時的とはいえ、受給できる年金が減るといった不利益を被る方々が出てくることは事実です。

加えて、厚生年金の積立金を基礎年金に充当する場合、現行制度では、国民年金法第八十五条により、基礎年金に充当したのと同じ金額を新たな国庫負担により基礎年金に加える、すなわち、厚生年金から基礎年金に回せば回すだけ国庫負担が増えていく仕組みになっています。厚労省の試算によれば、これによる新たな国庫負担額は、二〇三〇年代以降徐々に増えていき、二〇五〇年頃には一年で二兆円程度となるようです。

この毎年発生する新たな国庫負担について、国債で賄うなら将来世代に負担を先送りすることになる、税金で賄うならその時点で現役世代の負担を増やすという指摘もあるところで、この点の財源を明らかにせず、制度を単に進めるのは、無責任との批判を免れません。

このように、この点については、出しても批判、出さなくても批判という、まさにダブルバインド状態です。これが政権与党のつらさといえませんが、それも言うていられません。こ

のプラスとマイナスの両面を含めて、できるだけ多くの国民の皆様の御理解をいただきながら丁寧に改革を進めていくべきものと考えていますが、この点についての石破総理大臣の考えをお聞かせください。

公的年金制度は、老後の生活の柱であり、持続可能な仕組みとすることが不可欠です。ただし、この持続可能性は、制度を守ることではなく、十分な給付を行うことで年金受給者の生活を守ることにならなければなりません。この点について、一層の国民の信用を得られるような更なる取組は不可欠だと考えています。

とすれば、今回の法改正は、あくまで一里塚。氷河期世代の年金水準を確保することは当然ですが、負担と給付のバランスや受給者間の公平性等に鑑みると、専業主婦世帯を前提とする現在の所得代替率算定モデルや第三号被保険者制度そのものを含めて、今後、制度全体を見直す議論も必要になるものと考えています。

そこで、政府は今後の年金制度改革にどのような取り組みを考えているのか、石破総理大臣の考えを伺います。

以上、年金制度が国民の皆様から一層信頼される制度になることに加えて、現在の国会は少数与党です、野党の方々からの御理解をいただけるような真摯な答弁を求めて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 三谷英弘議員の御質問にお答えいたします。

マクロ経済スライドを早期終了させる措置についてのお尋ねをいただきました。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置につきましては、全国民共通の基礎年金について、将来にわたって一定の給付水準を確保

する重要性がある一方で、保険料、拠出金、積立金の関係が分かりづらいことなどから、国民の理解が得られるのかという賛成、慎重両方の御意見があり、社会保障の専門家の間でも意見が分かれているところであります。

こうしたことを踏まえまして、今回の法案では、その具体的な仕組みについては規定しないことといたしました。今後の社会経済の情勢も踏まえ、丁寧な説明と議論をいたしてまいります。今後の年金制度改革についてのお尋ねをいただきます。

年金の給付水準は今後の経済状況によって変わり得るものであり、だからこそ、厚生年金保険法及び国民年金法に基づき、五年に一度の財政検証を踏まえ、給付と負担のバランスを保ちつつ、老後の生活の安定と経済成長に資するよう、適時適切に制度の改正を考えてまいります。

政府といたしましては、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指しながら、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、三谷議員御指摘の様々な論点を含め、適切に検討し、必要な措置を講じてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇)

○国務大臣(福岡資麿君) 三谷英弘議員の御質問にお答えいたします。

被用者保険の適用拡大に係る中小企業への支援についてお尋ねがありました。

今回の被用者保険の適用拡大では、今まで以上に小規模の企業を対象とすることから、企業経営に与える影響であったり事務負担の増加等も踏まえ、施行までの十分な準備期間の確保や段階的な施行により、必要な配慮を行うこととしております。

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

その上で、様々な助成措置等を活用できるよう、支援体制を整備することなどにより、円滑に施行できる環境を整備してまいります。

在職老齢年金制度と標準報酬月額の上限見直しについてお尋ねがありました。

今回の法案は、働く高齢者の就労意欲を阻害するとして指摘されている在職老齢年金制度について、人手不足の中で高齢者の方が働きやすい環境を整備するため、支給停止の基準額を見直すとともに、標準報酬月額の上限については、収入に応じた負担をお願いしつつ、保険料の増加に応じた将来の給付増にもつなげるための見直しを行うものです。

引き続き、それぞれの見直しの趣旨やメリットについて、分かりやすく周知、広報してまいります。

遺族年金制度の見直しについてお尋ねがありました。

現在の遺族厚生年金は、夫と死別した妻が就労して生計を立てることが困難であった社会経済状況を背景としており、就業率や賃金の男女差が縮小している状況の変化を踏まえ、制度上の男女差解消が課題となっています。

このため、今回の法案では、新たな加算の創設などの様々な配慮措置を講じつつ、男女共に原則五年間の有期給付とする見直しを盛り込んでおります。

iDeCoの見直しについてお尋ねがありました。

公的年金の上乗せとして、老後に向けた資産形成を行うためのiDeCoについては、現在、国民年金の被保険者のみ加入できることから、自営業者などの国民年金第一号被保険者は六十歳、サラリーマンなどの国民年金第二号被保険者は六十歳と、働き方などにより、iDeCoに加入で

きる上限の年齢に差が生じています。また、七十七歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となるなど、高齢者の就業環境は変化しています。

このため、今回の法案では、多様な働き方やライフコースに対応し、誰もが長期的に老後資産を形成できるよう、iDeCoの加入可能年齢の上限を七十歳未満まで引き上げる内容を盛り込んでおります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 井坂信彦君。

(井坂信彦君登壇)

○井坂信彦君 立憲民主党・無所属の井坂信彦で

会派を代表して、政府提出の国民年金法等の一部を改正する法律案について、総理及び厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)

冒頭、米価格高騰で国民が苦しむ中、今月十八日に江藤農水大臣が、米は買ったことがないなどと発言をしました。高い米価で困っている国民の気持ちや理解できない農水大臣に、米不足対策を任せるわけにはいきません。

石破総理は、昨日、江藤大臣を官邸に呼んで厳重注意したものの、江藤大臣を統投させる考えを示しました。今朝の新聞報道によれば、江藤大臣は、総理に辞職すべきだと言われればそうするつもりで官邸に來たと明かしたとのことですが、なぜ江藤大臣を辞めさせなかったのか、総理の任命責任をどう考えているのか、併せて総理に伺います。

年金改革法案の質問に入ります。

まず初めに、今国会の最重要法案である年金改革法案の提出が二か月も遅れたこと、ようやく出された法案が骨抜きになっていることに対して、怒りを込めて抗議します。

なぜ重要広範議案である年金改革法案の提出が

ここまで遅れたのか、そのことの責任についてどう考えているのか、総理に伺います。

骨抜き法案のままで、現役世代と若者の年金は最大三割減つてしまいます。選挙が怖くて問題を放置するなら、石破総理に政権担当能力はありません。この法案は、将来の問題から逃げる無責任法案であります。

総理は、全ての現役世代と若者を見捨てるつもりですか。減り続ける年金を、総理はいつまで放置するのですか。お答えください。

私が本日、与野党の皆様に訴えたい最大のポイントの一つです。今からでも遅くない、厚生年金等の底上げをしましょう。年金を底上げして、現役世代や若者が老後の貧困に陥るリスクを解消しましょう。

二〇〇四年に導入されたマクロ経済スライドにより、このままでは、二〇五七年まで年金は毎年減り続けます。もらえる基礎年金の水準は今より三割減つてしまい、国民年金だけでなく、厚生年金の加入者でも老後の生活が成り立たなくなります。

今のままでは厚生年金を含めた現役世代の年金が減り続けるという厳しい現実について、総理がどの程度の危機感を持っているのか、お伺いいたします。

この問題を解決するために、今回の年金改革法案が提出されるはずでした。だからこそ、私たちは、年金改革法案を今年の最重要法案の一つと位置づけ、重要広範議案に指定したので、しかし、三月に提出されるはずだった法案は、自民党の中で了承を得られず、提出が遅れに遅れました。そして、先週ようやく提出された法案からは、驚くべきことに、一番大事な現役世代の年金底上げが削除されていたのです。このような骨抜き法案は、到底認められません。あんなこと入っていないあんな要りません。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する三谷英弘君の質疑

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

厚生年金を含めた現役世代の年金が減り続けることが分かっていながら、なぜ年金の底上げを削除したのか。また、会期末まで一か月しかないこのタイミングで無責任な骨抜き法案を出してきて、本当に今国会で衆議院と参議院を通す気があるのか。併せて総理に伺います。

現役世代と若者の年金底上げをしないと、大変なことが起こります。NIRA総研のシミュレーションによると、現在五十歳前後の世代は老後に貧困となる可能性が高いとのこと。潜在的な生活保護受給者は七十七万人、その方々が実際に生活保護を受給すると、追加の予算が累計で二十兆円近く必要になると予想されています。

政府は、現役世代の老後の貧困率や生活保護の受給者数について、将来見通しの数字を持っていますか。厚生労働大臣に伺います。

マクロ経済スライドで年金を減らし続けられ、年金制度は百年もつても、現役世代と若者の老後の生活がもちません。減り続ける年金を放置したことが理由で生活保護が増えるなどということ、絶対にあってはならないことです。総理の見解を伺います。

立憲民主党は、野党第一党として、この問題に正面から取り組みます。厚生年金等を底上げして現役世代と若者の年金を増やし、老後の貧困を防ぐための修正案を用意しています。本日、この後、修正案の骨子を政府と与党にお渡しします。総理には、修正を受け入れていただき、自民党の総裁として、年金底上げのために責任を持って自民党内を説得していただきたいと思っています。

今回の年金底上げに対しては、厚生年金加入者のお金が国民年金に流用されて、厚生年金の人は損をするとの批判が数多く見られます。しかし、これは、政府の説明が不十分だったことによる誤解であります。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する井坂信彦君の質疑

私たちが修正提案する厚生年金等の底上げは、こういう内容です。これまで、厚生年金のお金は、厚生年金加入者の二階の報酬比例部分と一階の基礎年金部分の両方に投入をされてきました。今後は、この一階の基礎年金部分に多めに投入するよう、配分割合を変えようというのが提案であります。基礎年金部分ができれば、自動的に国庫負担分も増えます。この修正が実現すると、果たして厚生年金加入者の年金額は減るのでしょうか。実は、多くの場合、増えるのです。

先週の厚生労働委員会で、私なりの試算を発表しました。計算してみても驚きました。低年金の方は、もちろん年金が増えます。加えて、何と、平均的な収入の厚生年金加入者であっても、二十歳から六十代まで幅広い世代でもらえる年金が増えるのです。

については、厚生労働大臣に確認します。私たちが修正提案する厚生年金の底上げで、男女それぞれ何歳以下の厚生年金の加入者の年金が増えるのか、政府側の試算についてお答えください。私たちが修正提案をする現役世代の年金底上げにより増える年金額の多さに、皆様も驚かれると思います。

社会保障審議会の資料によれば、厚生年金加入者で現在五十歳のモデル世帯の年金は、修正で厚生年金が底上げされると、一生でもらえる年金額が夫婦二人で何と四百五十一万円も増えるのとあります。さらに、四十歳、三十歳と若い世代になるほど厚生年金の底上げで増える年金額も更に大きくなると、厚生労働省からは回答をいただいています。

そこで、厚生労働大臣に伺います。仮に、私たちの修正案が実現し、厚生年金の底上げが行われたら、現在、六十歳、五十歳、四十歳、三十歳、二十歳の厚生年金加入者は、一生に

もらえる年金額が何万円増えるでしょうか。お答えください。

私たちの修正案で、厚生年金の五十歳以下のほとんどの方の年金が増え、六十歳の方でも平均的な収入の方は年金が増えるはず。しかし、年金が増える現役世代や若者の中にも、自分たちの年金が減るのではないかと反対している方々がおられます。この週末の共同通信の世論調査でも、三十代以下で四三％、四十代、五十代で五四％が年金底上げに反対をしておられます。

私は、本日の質問で、一部を対象にした底上げだという誤解を防ぐために、あえて就職氷河期世代という言葉を使いませんでした。政府には、正しい説明で国民やメディアの誤解を解く責任があります。

今回削除した年金底上げは、厚生年金を一方的に減らしたり、国民年金だけを増やす変更ではない、厚生年金加入者の報酬比例部分のお金を、厚生年金加入者が九割を占める基礎年金部分に回す変更である、年金底上げをすれば、現役世代のほとんどの厚生年金加入者の年金額は増えると、総理から分かりやすく説明をしてください。

一方で、七十代の厚生年金受給者を中心に、年金額が僅かに減ってしまう方々も出てきます。ここは大事なポイントで、年金額がマイナスになる方々を何もせずに放置をしていると、世代間対立が起こって年金改革は進みません。立憲民主党の修正案では、改革で年金額が減ってしまう世代への緩和策を検討するよう求めています。

厚生年金を含めた現役世代の年金底上げを行うと同時に、年金額が減ってしまう方々に対して何らかの手当てが必要だと考えますが、検討できないか、総理に伺います。次に、厚生年金の適用拡大について伺います。

今回の法案では、中小企業のパート労働者に対する厚生年金の適用について、最長で二〇三五年まで先送りされます。この企業規模要件は、二〇一二年の法改正で経過措置として設けられたものであります。既に十年以上がたっており、当初の予定どおり、二〇三〇年までに企業規模要件を撤廃すべきではないでしょうか。また、企業規模要件の撤廃で新たに保険適用される中小零細企業の保険料負担について、経過措置として財政支援を行うことはできないでしょうか。併せて総理に伺います。

今回の法改正には、在職高齢年金の見直しも含まれています。望めば何歳になっても働き続けられるという社会と、働き続けても損をしない制度は重要です。しかし、在職高齢年金があるから働く時間を減らすんだという高齢者は一体どれだけいるのか、政府の持っているエビデンスをお示しください。

また、今回の法改正では、第三号被保険者の実情に関する調査研究も検討事項に盛り込まれています。総理は、将来的に第三号被保険者制度を廃止すべきと考えているのでしょうか。お伺いします。

最後に、議場の与野党全ての皆様にお訴えします。

私たちが修正提案する年金底上げには、厚生年金の流用だと、相変わらず批判が寄せられています。しかし、私たちの修正案で、現役世代と若者の厚生年金は増えます。いわば、現役世代と若者の厚生年金底上げ案であります。低年金の方々だけでなく、多くの現役世代と若者が老後の貧困から救われます。生活保護の増加による将来の財政破綻を防ぐことができます。

与野党を超えて、未来を見据え、今二〇二五年

の国会に身を置いていた意味をお互いに自覚をし、年金改革に正面から向き合ってまいりましょう。議場の皆様にも、修正案への御協力を、心より、心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 井坂信彦議員の御質問にお答えいたします。

江藤農林水産大臣の任命責任についてのお尋ねをいただきました。

江藤大臣に対しては、昨日、大臣を官邸に呼び、厳重に注意をいたしました。大臣からは、深い反省の意が示されたところであります。

江藤大臣の発言は、米の価格が高い中で、消費者の皆様、生産者の皆様、双方に配慮を欠き、極めて不適切なものであったと考えております。国民の皆様には大変申し訳のないことでございます。任命権者は私でございます。心より深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございません。

米の価格の高止まりを始めとして、農政の課題が山積する中、その解決に向け、今まさに全力を挙げるべきときであります。江藤大臣には、国民の皆様への御理解が得られますよう、職務に邁進し、農政の課題の解決に全力を尽くさせたい、かように考えております。

今回の年金改正法案の提出時期や内容についてのお尋ねであります。

年金は国民の皆様様の生活と密接に関わりますことから、例えば、自民党では十五回にわたる議論を行うなど、丁寧に議論を進めてきたところでもあります。私自身も、厚生労働大臣や与党の幹部に対して、早急に党内手続を進めるよう指示をいたしました。先週の国会提出に、そのような経緯で至ったものでございます。

今回の法案では、いわゆる百六万円の壁を撤廃

し、より手厚い年金が受けられるようにする被用者保険の適用拡大、就労収入を得ながら年金をより多く受け取れるようにする在職老齢年金制度の見直し、個人型確定拠出年金、iDeCoの加入可能年齢を七十歳まで拡大する措置など、将来の受給者の給付も充実させつつ、現在の受給者の年金の増額措置を盛り込んだ極めて重要なものであり、決して現役世代や若者を見捨ててのような法案と評価されるようなものではございません。政府といたしましては、この法案の意義や内容につき、今後とも更に丁寧に説明を尽くすことといたしております。

将来の年金給付水準についてのお尋ねです。

年金の給付水準を保つことは重要な課題と考えております。当然のことです。一方、これは経済状況によって変わり得るものでもありますことから、政府といたしましては、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。

今回の財政検証の結果、年金財政は前回改正時よりも好転が見込まれており、過去三十年投影の低いケースでも所得代替率が最終的に五〇・四％となり、二〇一九年の同水準のケースの四四・五％と比べて上昇している状況にございます。

御指摘の措置は、今後も経済が好調であれば発動の必要性がないものであるとともに、次の財政検証の結果により適切に検討し必要な対応を講ずることなどから、具体的な仕組みについては今回の法案に規定しないこととしたものであります。

その上で、今回の年金改革法案では、被用者保険の適用拡大など、将来の受給者の給付を充実させつつ、在職老齢年金制度の見直しなど、現在の受給者の年金の増額措置を盛り込んでおり、政府としては、今国会での速やかな御審議をお願いする立場から、この法案の意義や内容について、今

後とも更に丁寧に説明をいたしてまいります。

年金と生活保護との関係についてであります。年金の給付水準は今後の経済状況によって変わり得るものであり、政府として、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。また、将来の生活保護受給者数の見込みにつきましては、経済情勢等の様々な要因が影響し、年金制度の改正が実際にどのような影響があるかについては、一概に言えないものと考えております。

生活が困窮するリスクを減らす取組として、今回の法案に盛り込んだ被用者保険の適用拡大のほか、低所得の年金受給者に対する年金生活者支援給付金、生活困窮者に就労支援や家計改善などきめ細かい相談支援を行う生活困窮者自立支援制度など、社会保障全体での総合的な対応に引き続き取り組んでまいります。

底上げ措置についてのお尋ねをいただきました。

政府におきましても、経済が好調に推移しない場合の備えとして、基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了させる措置を検討いたしております。

これは、基礎年金の財政を安定させるため、現行制度でも行っている厚生年金の積立金の基礎年金への活用を更に行うことで、基礎年金の給付水準を上げることを目的とするものであり、この措置を実施した場合、最終的には九九・九％を超えるほぼ全ての厚生年金受給者の方の給付水準が上昇すると見込まれております。

しかしながら、厚生年金の積立金を使うことについて、流用といった御意見もあり、今回の法案に具体的な仕組みを規定しないこととしたものです。一方、基礎年金の給付水準の確保は重要な課題です。給付水準は今後の経済状況によって変わ

り得るものでございますので、二〇二九年に行われる次の財政検証の結果を踏まえ、年金制度における対応が必要な場合に、適切に検討し、必要な措置を講じます。

被用者保険の適用拡大に係る企業規模要件の撤廃等についてのお尋ねです。

今回の法案では、今まで以上に小規模の企業で働く方に被用者保険の裾野を広げることから、企業経営に与える影響や事務負担の増加等を踏まえて、今まで以上に十分な準備期間を設けることといたしました。こうした対応の下、着実に被用者保険の適用拡大を進めてまいります。

その上で、社会保険料の事業主負担は、医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任であることから求められているものであります。今般、キャリアアップ助成金を含め、経営や事務に関する事業者支援は用意いたしますが、こうした枠組みと異なり、公費により社会保険料の減免を行うことにつきましては、経過措置であるとしても課題が多いと考えております。

第三号被保険者制度についてでございます。

第三号被保険者制度につきましては、いわゆる専業主婦の方のみならず、病气や育児、介護などの理由で働けない方々など、様々な属性の方々が混在する中で、今般の年金制度改正では、将来的な見直しの方向性について意見がまとまらなかったところでもあります。

引き続き、被用者保険の適用拡大を進めることで第三号被保険者の対象者を縮小していくことを基本とした上で、今後、第三号被保険者の実態も精緻に分析しながら、制度に関する様々な論点や国会での御指摘も踏まえ、議論を進めてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する井坂信彦君の質疑

社会経済の変化を踏まえ

八

〔国務大臣福岡資麿君登壇〕

○国務大臣 福岡資麿君 井坂信彦議員の御質問にお答えいたします。

老後の貧困率や生活保護の見通しについてお尋ねがありました。

将来の生活保護受給者数や貧困率の見込みについては、経済情勢等の様々な要因が影響することから、推計することは困難ですが、高齢化が進展する中で、様々な対応を通じて、生活が困窮していくリスクを低減していくことは重要と考えています。

令和六年財政検証では、新たに個人単位の年金額の分布推計を行い、若い世代ほど労働参加が進展することにより、厚生年金の被保険者期間が伸び、年金の給付水準が充実する傾向にあることが確認されました。今回の法案では、こうした傾向の加速につながる被用者保険の適用拡大も盛り込んでおります。

仮に基礎年金の底上げが行われた場合の年金額の試算についてお尋ねがありました。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了については、今回の法案で具体的な仕組みを規定していないため、これに関する試算のお答えは難しいですが、その上で、令和六年財政検証に基づいて、モデル年金で平均余命まで受給するとして機械的に試算すると、実質一％成長を見込んだケースでは年金受給総額がマイナスとなる方はおらず、実質ゼロ成長を見込んだケースでは、男性で現在六十二歳以下、女性で六十六歳以下の方は年金受給総額が増加する見込みとなっています。

また、実質ゼロ成長を見込んだケースで、年代別の夫婦の年金受給総額を同じく機械的に試算すると、現在六十歳の方は九十九万円、五十歳の方は三百八十九万円、四十歳の方は五百四十一万円、三十歳の方は五百四十六万円、二十歳の方は

五百四十六万円増加する見込みとなっております。

在職老齢年金制度についてお尋ねがありました。

在職老齢年金制度に関連する世論調査では、六十代後半の方のうち約三割の方が、年金額が減らないように就業時間を調整しながら会社などで働くことと回答しているほか、一部業界の声としても、従業員の就業調整がある旨をお伺いしているところです。

こうしたことも踏まえ、今回の年金改正法案では、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない制度となるよう、在職老齢年金制度の見直しを盛り込んでおります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 梅村聡君。

〔梅村聡君登壇〕

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、以下、全て総理に質問いたします。(拍手)

国民の関心の高い年金制度は、世代間の公平性を担保しながら、十分な給付を実施する仕組みにしなければなりません。政府が提案する年金制度の改定はそのような内容になっているのか、質問を通じて明らかにしてまいりたいと思います。

昨年の財政検証は、現実から乖離した楽観的な予測を前提にしており、適切であるとは言えません。

運用利回りと賃金上昇率の差であるスプレッドは、過去三十年投影ケースでは一・七としており、これは、前回の令和元年財政検証時の最も好調なケースの一・四を大きく上回っております。

この非現実的な設定が、将来の年金財政が好転するように見せていると言えます。

また、前回は六つあった経済の前提が今回は四つしかなく、これでは将来の詳細な検証を期待できません。経済前提を減らした理由について、年金部会での議論を交えて御回答願います。

将来推計人口は、中位推計を基に、二〇二〇年では一・三三である合計特殊出生率は、二〇七〇年には一・三六になるとしていますが、実際には、二〇二三年の合計特殊出生率は一・二〇にまで下がり、出生数は二〇一六年に百万人を割り込んで以来、毎年減少するなど、僅か数年の間に前提から大きくずれ始めています。外国人の増加が寄与するとしていますが、外国人労働者の年金加入率は低く、賃金水準も日本人より低い傾向があるため、年金財政への貢献を日本人と同等に見積もることは無理があります。

性別、年齢階級別に見た就業率の変化と今後の見通しでは、二〇二三年では八〇・一％であった三十歳から三十四歳女性の就業率は、二〇四〇年には九五・一％に上がり、同世代の男性より高くなると見込む一方、出生率は今より高くなるという、両立しない内容になっています。

人口と労働力において、こういう理解に苦しむ前提を用いた財政検証に意味はあるのでしょうか。そして、信用に値するとは思えない財政検証を基に年金の仕組みを見直すことは、国民の不安を増大させることにはならないでしょうか。お答え願います。

政府が前提とする四十年就労の夫と専業主婦という世帯モデルは、現代の多様な家族形態や就労状況と合いませんし、就職氷河期世代が抱える特殊性も反映されていません。年金の実態とは異なる検証結果で国民の目を欺いているうちに、ない袖を振れなくなることを危惧します。年金の財政

検証は、年金の本当の姿を国民に提示するように、現在のやり方を抜本的に改めるべきと考えますが、見解を伺います。

本法律案においては、基礎年金の給付水準の底上げのための基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を盛り込むことが見送られました。その結果、マクロ経済スライドによる給付調整は、二〇二九年に予定されている次の財政検証の翌年度まで継続することになりました。

令和二年改正の附則では、所得再配分機能の強化やマクロ経済スライドの長期化への対応を検討する旨が定められており、それが更に五年先送りされるのは非常に問題であり、また、無責任です。年金制度を安定したものにするために必要と考えられる、マクロ経済スライドの早期終了についての判断を五年も先送りする合理的な理由は何か。明確な答弁を求めます。

九〇年代後半からの厳しい雇用環境の中、非正規雇用を選択せざるを得なかったいわゆる就職氷河期世代においては、多くの人が年金を十分に積み上げることができず、年金給付への不安を抱えています。低年金受給者が増えれば、その分、生活保護受給者が増えることも想定されますが、本来、低年金受給者は年金制度の中で支えられなければならないはずで、生活保護受給者の半数以上が六十五歳以上の高齢者である現状から考えても、現在の年金制度は十分に機能していないと考えられますが、総理の御所見を伺います。

また、低年金を理由に生活保護を受けている高齢者が生活保護から抜け出すためにはどのような方策が考えられるのかについても、併せて伺います。

年金の支給開始年齢は徐々に引き上げられ、今年、ようやく男性の六十五歳支給開始が始まりました。支給開始年齢をアメリカ、イギリス、ドイ

ツ、イタリアが六十七歳にしていることを考えると、平均寿命がそれらの国より長い日本では、更なる支給開始年齢引上げの議論は避けて通れません。年金の実態を明らかにして、支給開始年齢引上げの議論を進めることが必要と考えますが、見解を伺います。

第三号被保険者制度は、かつては専業主婦を支える制度でしたが、今は、パートタイム労働者のもとと働きたいという思いの実現への足かせになつていきます。百六万円や百三十万円の壁問題は、第三号被保険者の地位を維持する働き控えであり、特に年末の繁忙期の働き手不足の要因になつていきます。そもそも、この制度がなければこれらの問題は生じません。

第三号被保険者数は、令和五年度では六百八十六万人であり、毎年およそ三十万人ずつ減り続けています。この制度を廃止し、任意加入に戻すことについての見解を伺います。

厚生労働省の資料によれば、令和五年度末時点の国民年金の第一号被保険者千三百八十七万人のうち、保険料納付者数は七百十二万人であり、五一・三％にすぎません。制度維持のためには未納者等への対策が必要です。

第一号被保険者のおよそ半数が年金を納めていない現状をどのように認識していますか。また、未納者に対してはどのような対策を取るのでしょうか。御答弁願います。

さらに、免除者は、全額免除期間については将来受給する基礎年金は半分となるなど、保険料免除、納付猶予制度が低年金の原因となつています。対策を取る必要があると考えますが、政府の認識を伺います。

公的年金制度の弱点を補う仕組みとして、個人型確定拠出年金、iDeCoがあります。本法案では、加入可能年齢の上限を七十歳未満まで引き

上げる点とすることは大いに評価します。iDeCoは、個人の老後の資産形成を可能とするのみならず、投資された資金が安定的に株式市場や債券市場に投入されるので、投資の促進や経済成長にも寄与すると考えます。

老後の資産形成の自由な選択を可能とするために、一定の上限は必要であるものの、拠出限度額については、さらに、例えば月額十万円程度まで引き上げることを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

本法案では、パートタイム労働者などの短時間労働者の賃金要件及び将来的に企業規模要件が撤廃され、また、常時五人以上の被用者がいる個人事業所についての適用業種については、既存事業所は除外されますが、現在の十七業種から、農林漁業、宿泊業、飲食サービス業などにも拡大されます。

被用者保険の適用拡大として、月額基本給八・八万円以上の基準を撤廃することとしています。週労働時間二十時間以上の基準がある以上、すぐに新たな壁が生じ、根本的な解決にはならないと考えますが、見解を伺います。

また、厚生年金の適用範囲は、主に中小零細企業に適用拡大されますが、被用者本人と企業が保険料を半分ずつ負担する現制度においては、企業負担が増大します。適用拡大による経済へのマイナス影響はどの程度になると見積もっているのか、お答え願います。

日本の労働人口が減少する中、高齢者の就業率は主要国G7の中でも最も高く、六十五歳から六十九歳で五二％、七十歳から七十四歳で三四％です。在職している年金受給権者三百八万人の一六％に当たる約五十万人が、在職老齢年金制度の支給停止対象になつていきます。きちんと働き、税金と社会保険料を納めている人が、一定の年収額

を超えたことを理由に年金の一部又は全部が支給停止となることは不合理です。

内閣府の調査では、年金が減らないように、就業時間を調整しながら会社などで働くこと答えた人が六十五歳以上では三一・九％もあり、働きたいけれども損をするから働かないという実態があることを示しています。

本法案では、支給停止基準額を現状の五十万円から六十二万円に引き上げるとしていますが、これにより、支給停止対象者約五十万人のうち約二十万人が対象から外れますが、約三十万人は対象のまま残ります。働きたい高齢者の働く意欲をそぎ、合理的な理由がない在職老齢年金制度による支給停止は全廃すべきと考えますが、見解を伺います。

厚生年金の標準報酬月額、令和二年九月の政令の見直しにより、それまでの上限であった六十二万円の上に六十五万円という新等級が設定されました。本法案では、さらに、上限額を三年かけて七十五万円まで段階的に引き上げることとしています。

標準報酬月額の上限である六十五万円の等級には、賞与を除いた報酬月額が六十三・五万円以上の被保険者が二百七十八万人います。厚生労働省によれば、この等級の三九・六％の方が賞与額がゼロであることです。賞与にも年金の保険料負担がかかりますが、例えば、年収千二百万円の被用者は、賞与をゼロにして月収を百万円とした方が、月収六十五万円として賞与を夏、冬、二百十万円ずつとする場合に比べて、標準賞与額の百五十万円に対する二回分の保険料負担がなくなり、負担する保険料全体が少なくて済むようになつていきます。

月給と賞与の割り方を変えれば保険料負担が異なる制度は公平ではありません。このような現状

を政府は認識しているか、伺います。同じ年収であれば保険料負担は同じであるべきであり、実際の年収に応じた保険料負担を実現すべきであると考えますが、見解を伺います。

ここまで述べてきましたように、日本維新の会は、年金制度の根本的な見直しを訴えています。政府の提案している年金制度は、前提となる財政検証から信頼性に足るものではなく、本法案に示された対策も、問題の核心に手をつけず、小手先のびほう策を並べているにすぎません。中長期的には、基礎年金の税方式化等を含む抜本的な構造改革に踏み込まなければなりません。

それらを実現するために、政府、与野党の枠組みを超えた新しい議論の場が必要と考えており、総理大臣主催による社会保障国民会議の設置を提案いたしますが、このような仕組みを創設及び抜本改革の必要性に対する見解を伺います。

日本維新の会は、年金制度を真に国民生活を支えるものにすることを実現し、あわせて、現役世代の社会保障負担を軽減するために努力してまいりますことをお約束いたしましたので、私からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 梅村聡議員の御質問にお答え申し上げます。

年金の財政検証についてのお尋ねをいただきました。

今回の年金の財政検証の経済前提について、前回の六ケースから四ケースといたしましたのは、ケースの意味を分かりやすく明確にした上で簡素化すべきとの専門家の御意見に基づくものであり、ケース数は減少しているものの、将来の経済状況については前回より幅広いものとしたしております。

令和七年五月二十日 衆議院會議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する梅村聡君の質疑

一〇

この前提は、実績に基づきながら専門家による検討を経て設定されており、財政検証における見込みを直近の実績と比較をいたしますと、例えば、出生率は実績が見込みを下回っている一方、女性の就業率はおおむね見込みと同水準であり、外国人の入国超過の実績は高位の見込みに近い水準となっておりますが、恣意的に設定したものは決してなく、財政検証実施時における設定としては適切であると考えております。

財政検証は、五年ごとに最新の実績を反映しつつ、専門家による検討を経て実施する仕組みであり、引き続き常に実績を把握し、適切な前提を立てながら実施していくことが必要であると考えております。

マクロ経済スライドの早期終了についてであります。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置につきましては、全国民共通の基礎年金について、将来にわたって一定の給付水準を確保する重要性がある一方で、保険料、拠出金、積立金の関係の分りづらさから賛成、慎重両方の御意見があり、社会保障の専門家の間でも意見が分かれていたところでございます。

今回の年金改正法案の前提として行われた財政検証の結果、年金財政は前回改正時よりも好転が見込まれる状況にあり、この措置は、今後も経済が好調であれば発動の必要性がないものであるとともに、二〇二九年に行われる次の財政検証の結果により適切に検討し必要な対応を講ずることなどから、具体的な仕組みにつきましては今回の法案に規定しないこととしたものでございます。

生活保護と年金制度についてのお尋ねです。
年金は老後生活の柱の一つであり、給付と負担のバランスを保ちつつ、年金の給付水準を保つことは重要な課題と考えております。年金の給付水

準は今後の経済状況によって変わり得るものであり、政府として、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指して、将来の給付水準の向上につなげてまいります。

生活保護になる理由は様々であり、必ずしも低年金だけが理由となるものではありませんが、生活が困窮するリスクを減らす取組は重要と考えており、将来の年金給付につながる被用者保険の適用拡大のほか、低所得の年金受給者に対する年金生活者支援給付金の支給、生活困窮者に就労支援や家計改善などきめ細かい相談支援を行う生活困窮者自立支援制度など、低年金の高齢者の方々に対する社会保障全体での総合的な対応に引き続き取り組んでまいります。

年金の支給開始年齢の引上げについてのお尋ねです。
年金の支給開始年齢につきましては、過去の改正で、定年退職年齢の引上げと併せて、六十五歳に引き上げることを決定し、これを進めてまいりました。

その後、平成十六年の年金制度改正により、現在の年金制度は、保険料の上限を固定しつつ、その範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入いたしました結果、六十五歳の支給開始年齢を維持した場合であっても、年金財政の長期的なバランスが取れる仕組みとなつていくところでございます。このため、今回の年金制度改正でも、年金の支給開始年齢の引上げを行うべき、このような議論にはなっていないと承知をいたしております。

第三号被保険者制度についてのお尋ねをいただきました。

第三号被保険者につきましては、いわゆる専業主婦の方々のみならず、病氣や育児、介護などの理由で働けない方々など、様々な属性の方が混在する中で、今般の年金制度改正では、将来的な見

直しの方向性について意見がまとまらなかったところでございます。

引き続き、被用者保険の適用拡大を進めることで第三号被保険者の対象者を縮小していくことを基本といたしました上で、今後、第三号被保険者の実態も精緻に分析しながら、制度に関する様々な論点や国会での御指摘も踏まえ、議論を進めてまいります。

国民年金保険料の免除、納付猶予制度の現状及び対応についてのお尋ねをいただきました。

我が国の公的年金制度では、世帯の所得が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方には、保険料の免除や猶予の制度を用意し、全ての方が年金制度に加入し続けられるようにすることで、国民皆年金を実現しております。保険料納付者以外ではこうした保険料免除や猶予を利用されている方が多く、これらを第一号被保険者の約六％である未納者と合計して、半数が保険料を納めていない、このように評価することは適当ではないと考えております。

その上で、年金受給権を確保する観点から、国民年金保険料が未納等の方の収納対策として、日本年金機構において、制度の周知や納付勧奨、定められた期間内での追納の勧奨を進めております。

お一人でも多くの方に国民年金保険料を納めていただくことは、制度の信頼性確保はもちろんのこと、御本人の生活保障の観点からも重要であると考えております。様々な理由から低所得、低年金となつてしまわれた方に対しては、年金生活者支援給付金の支給も進めております。

i De Co の拠出限度額についてでございます。

i De Co の拠出限度額につきましては、令和七年度の税制改正において、自営業の方などの拠出限度額を現行の月額六・八万円から七・五万円

に引き上げる、会社員の方などの拠出限度額を現行の月額二万円又は二・三万円から六・二万円に引き上げるといった方針が決定されました。

これらは賃金上昇や利用実態等に照らして設定されたものであり、まずは、法案と併せて速やかな実現を目指すことといたしております。今後につきましては、これを踏まえまして、引き続き議論をいたしてまいります。

被用者保険の適用拡大についてのお尋ねです。
いわゆる百六万円の壁と呼ばれる短時間労働者の賃金要件の撤廃など、今回の法案により、最終的に二百万人が被用者保険に適用されると見込んでおります。今後は、週二十時間以上という分かりやすい要件の下、より希望に応じた働き方が実現できる環境の整備に資するものと考えております。

適用拡大による経済への影響について、定量的な評価は一概には申し上げられませんが、使用者に保険料負担が発生する一方で、事業主に対しては助成金等による支援を講ずるほか、厳しい人手不足の中、事業主にとりましても、労働者への年金給付等が手厚くなることで、人材確保、定着につながるというメリットがあるものと考えております。

在職高齢年金制度の見直しについてであります。

在職高齢年金制度は、納めていただいた保険料に応じた給付を行うことが原則である社会保険制度においては、例外的な仕組みでございます。この仕組みは、高所得者であっても高齢者の就業意欲を阻害するといった御指摘もありましたことなどから、今回の法案では、現役世代の収入水準や高齢者の就労実態等に照らして、年金の減額を行う基準を五十万円から六十二万円に緩和する見直しを行うことといたしております。

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

令和七年五月二十日 衆議院會議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する福田徹君の質疑

大事です。でも、五十代に差し加かった氷河期世代の方から現場で届く生の声というのは、何を今更、もう遅い、増やす資産なんてない、これがその声です。

そして、これは厚生労働省のデータでも示されています。氷河期世代の金融資産は五百万円以下が半分近く、これはほかの世代よりも少ないです。そして、最近では賃金が上がっていると言いますが、二〇一九年から二〇二四年、この間の賃金上昇率は、就職氷河期世代でほかの世代と比べて低いです。これは個人の努力不足ではありません。違います。大卒者の就職率は六九・七％、ほかの世代と比べて一〇ポイント以上低いです。そして、一九九〇年には二・三％であった完全失業率、これが二〇二二年には五・三％。ありとあらゆるデータが、これは個人の努力不足ではなくて政治や社会の問題であった、そう示しています。その氷河期世代に対して必要な施策はリスクリングだけではありません。必要なのは、生きていく年金の保障だと考えます。

私たち医師が治療する細菌性肺炎の根本治療は、細菌を死滅させる抗生剤です。決して、せき止めや解熱剤ではありません。でも、今回の法案は、基礎年金を増やすという抗生剤なしで、せき止めと解熱剤だけで肺炎の治療をするようなものです。抗生剤なしでは患者の命は救えません。抗生剤投与が遅ければ、救えるはずの命を救えません。

総理に御提案します。

昨日、総理は、基礎年金の底上げ策について、結論を得るためには多少の時間がかかるとお話しされました。違います。今です。氷河期世代の命の日常を守るために、そして、その後の世代の未来のために、今すぐ、基礎年金を増やすという抗生剤を投与しませんか。是非、お考えをお聞かせ

ください。

当初の法案には、現在の厚生年金受給者の年金額を少し減らして、将来の基礎年金を増やす、その施策が入っていたと報道されています。私は、本案でその施策が外れていることを非難する気持ちには全くありません。政府や与党という集団の中で様々な論点が丁寧に議論されて、その結果、何かしらの意思決定がなされる、これは正しい姿です。そして、今はここ、国会という別の集団で丁寧な議論をさせていただきたいと思います。ただ、そのために必要なこととして、よりよい議論を行うために、これまで政府や与党の中でどのような議論を経て意思決定がなされたのか、これを知りたいと思います。

総理にお尋ねします。

当初検討されていたというマクロ経済スライドの早期終了による基礎年金の底上げ、これが本案から外れるに至った議論の内容について教えてください。政府として、削除すべきでないと言えられましたでしょうか。もしされていないのであれば、なぜしなかったのか、教えてください。

私は、この施策が妥当なのか、国民に向けてオープンに議論し、丁寧に説明すれば、受け入れられる可能性は十分にあると思っています。そして、氷河期世代やその後の世代のために必要な施策だと思っています。

マクロ経済スライド早期終了による基礎年金の底上げ、これは何なのか。最もシンプルに説明すれば、二〇四〇年までの厚生年金受給者の年金額を月に数百円程度減らして、二〇四〇年以降のほぼ全ての年金受給者の基礎年金を上げる、こういうものです。なお、二〇四〇年というのは氷河期世代が年金をもらい始める時代です。

二〇四〇年までの厚生年金受給者にとっては年金減額となる施策です。どのようなお気持ちにな

るか、私も十分に理解しています。そして、このような施策を提案しなければいけないことを心からおわび申し上げながら、どうしてこの施策に合理性があるのか、説明させていただきたいと思っています。

この施策の合理性を理解するためには、二〇四〇年の年金制度改正まで遡る必要があります。二〇四〇年の時点で、経済状況に合わせて足下の給付を抑えて百年先まで安心の年金制度とする、こういう予定でした。

ただ、その後、デフレの程度ほど基礎年金の給付を下げることで、二〇四〇年時点で五九・三％であった所得代替率、これを、本来、二〇二三年に五〇・二％にまで下げる予定だった。ただ、実際は二〇二四年に六一・二％と逆に上がってしまったという状況です。つまり、現在の年金は、百年安心のために作った二〇四〇年の時点での計画より多く支払ってしまったことになりました。それでは将来の年金が減るのは当然です。

総理にお尋ねします。

二〇四〇年時点での見込みとして、現在の年金が高く、将来の年金が低くなること、このことについてどうお考えでしょうか。この問題を解決するためにすべきことは何とお考えでしょうか。

私は、政策を間違えることは悪いとは思いません。政策の運用がうまくいかないことも悪いとは思いません。悪いのは、一度始めた政策を検証せず、見直さず、間違ったままでいることだと思います。優れた政治とは、一〇〇％正しい政策をつくることではなく、根拠に基づいた政策をつくり、確実に検証し、よりよい政策に修正できる政治だと思っています。

総理に御提案します。

今の政策を見直し、よりよいものにしませんか。今、当初の計画より払い過ぎてしまっている

年金を見直し、将来の年金を守りませんか。そして、受け取れる年金が減ってしまう一部の受給者を心から大切に思っ、思いに共感しながら、場合によっては別の何かで支援を考えながら、この経緯を説明し、合意を得る努力をしませんか。御意見をお聞かせください。

今回の年金法改正を国民のために真に価値のあるものとして実現するためには、多くの政治家、全ての国民の合意を得る必要があると思っています。今は政党同士で戦うときではありません。私たち全員が、私たちが知る困っている一人一人の顔を思い浮かべながら、一緒に力を合わせるときだと思っています。

救急医療チームは、一つの命のために一つになります。ふだん意見が違ふ医師同士でも、一たび患者が救急ベッドに横たわれば、命を守るために一緒に戦います。

私たち国民民主党は、対決よりも解決、この本会議場の議員の皆様と、命の日常を守るために一つになることを望みます。共に国民のために働きましょう。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 福田徹議員の御質問にお答えを申し上げます。

冒頭、先般発生をいたしました航空自衛隊T4練習機の事故につきまして、言及を頂戴をいたしました。

私どもといたしまして、航空自衛隊のみならず、防衛省・自衛隊、政府全体といたしまして、搭乗員の発見、原因の究明、事故防止策の確立について全力で取り組んでまいります。農業用水の安全で安定的な供給にも努めてまいります。御指摘、誠に恐縮に存じます。

今回の年金改革法案の目的について、お尋ねを頂戴をいたしました。

今回の年金改革法案は、いわゆる百六万円の壁を撤廃し、より手厚い年金を受けられるようにする被用者保険の適用拡大、就労収入を得ながら年金をより多く受け取れるようにする在職老齢年金制度の見直し、iDeCoの加入可能年齢を七十歳まで拡大する措置などを盛り込んでおりまして、すなわち、年金制度の持続可能性を確保するとともに、将来の受給者の給付も充実させつつ、現在の受給者の年金を増額させるもの、このようなものであり、目的はそのようなものであると理解をいたしております。

将来の年金額についてでございますが、二〇五七年の年金額について目標を示すべきとの御指摘ですが、そのとおりでございますが、二〇五七年時点での年金額は経済前提等によって大きく異なり、加えて名目額と実質額とは大きく異なることから、これをお示しすることは困難でございます。こうしたことを踏まえまして、公的年金制度におきましては、法律上、給付水準は、現役世代の平均的な手取りの五〇％を維持するという所得代替率を目標として規定しております。

二〇二四年の財政検証におきまして、過去三十年投影ケースで今回の年金改正法案の効果を織り込んで試算をいたしますと、最終的な二〇五二年以降の所得代替率は五一・八％と推計されております。さらに、政府といたしましては、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。

年金の財政検証についてでございます。

公的年金の財政検証における出生率等の前提につきましては、これまでの実績に基づきながら専門家による検討を経た上で幅広い複数のケースを

設定した、適切なものであると考えております。具体的に、財政検証に用いている中位推計の合計特殊出生率は、二〇二三年まではコロナ禍による結婚、出生の落ち込みを反映することにより、二〇二〇年の一・三三から二〇二三年に一・二三まで低下し、二〇二四年以降は緩やかに上昇して二〇七〇年に一・三六になると推計されていると承知をしております。

その上で、こうした前提は、今後も財政検証を実施するたびに、そのときの最新の実績を踏まえ設定してまいります。なお、政府といたしましては、こども未来戦略等に基づく少子化対策を着実に進めてまいります。

基礎年金の底上げ措置についてでございますが、年金の給付水準は、今後の経済状況によって変わり得るものでございます。政府の目指す成長型経済では、基礎年金の底上げ措置がなくとも、将来の給付水準がおおむね維持されるものと考えております。こうしたことも踏まえ、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指すのが政権の考え方でございます。

他方、仮に経済が好調に推移しない場合には、基礎年金の将来的な給付水準の低下のおそれがあります。ただし、就職氷河期世代以降の方が年金を受けるのは二〇三〇年代半ば以降でありますことから、それまでも様々な支援策を講じつつ、二〇二九年に行われる次期財政検証の結果を踏まえ、年金制度における対応が必要な場合には、適切に検討し、必要な措置を講じます。

さらに、被用者保険の適用拡大は、就職氷河期世代を含め、より手厚い年金が受けられるようにするとともに、将来の基礎年金水準の改善にもつながるものであり、政府といたしましては、この法案の意義や内容について、今後とも更に丁寧な説明を尽くしてまいります。

基礎年金の底上げ措置が法案に盛り込まれなかった経緯についてでございます。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置につきましては、全国民共通の基礎年金について、将来にわたって一定の給付水準を確保する重要性がある一方で、保険料、拠出金、積立金の関係が分かりづらいことなどから、国民の御理解が得られるのかという賛成、慎重両方の御意見があり、社会保障の専門家の間でも意見が分かれていたところでございます。

その上で、与党における議論において、例えば、自民党では十五回にわたって丁寧な議論を行い、その中で、政府からは、この措置を行う場合の目的や効果などについて説明をさせていただきました。

こうした中、厚生年金の積立金を活用してこの措置を行うことなどについて慎重な御意見があったことを踏まえ、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置の具体的な仕組みについては規定しないこととしたものでございます。

所得代替率の見込みと対応についてでございます。

現在の所得代替率は、デフレ等の影響により、平成十六年に導入したマクロ経済スライドが発動しない年があり、結果として、当時の見込みよりも高い状態にございます。他方で、将来の所得代替率につきましては、平成十六年当時は五〇・二％と見込んでおりましたところ、今回の財政検証におきましては、過去三十年投影ケースでも五〇・四％になることが見込まれており、当時の想定に比べ低くなっているものではございません。

今後とも、成長型経済を目指した経済運営を行っていくことが重要であり、その上で、経済が好調に推移しない場合におきましては、二〇二九

年に行われる次期財政検証の結果を踏まえ、年金制度における対応を適切に検討し、必要な措置を講じるものといたします。

以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 濱地雅一君。

(濱地雅一君登壇)

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

会派を代表し、年金制度改正法案について、総理及び厚生労働大臣に質問をいたします。(拍手)年金制度の大きな転換を図ったのが、平成十六年の年金改革でありました。当時、公明党の坂口力厚労働大臣の下で、改革前は、まず年金の給付水準を設定し、その給付水準に必要な保険料負担を現役世代に求める制度であったものから、改革後は、保険料負担の上限を設定をし、その財源の範囲内で給付水準を調整する制度となりました。

仮に平成十六年改正を行わなかった場合、厚生年金は給与の二五・九％、国民年金は月二万九千五百円まで保険料が上昇するとの予測でありましたが、改革により、厚生年金で現在は一八・三％、国民年金は平成十六年価格で月一万七千円と上限を固定し、保険料がどこまで上がってしまったのかとの現役世代の負担面での不安を払拭し、給付面では、財源の範囲内で給付水準を賄うマクロ経済スライドを導入することで、少子高齢化が進んでも制度の持続可能性が図られることになりました。さらに、年金財政の健全性の一つの目安として、所得代替率が五〇％を下回らないような運用を目指すことになったわけであります。

もっとも、少子高齢化は当時の予測を上回るスピードで進み、また、長期に及んだデフレ経済下で、マクロ経済スライドも十分には発動されない状況が続きました。こういった背景もあり、被用者保険の適用拡大など数度の制度改正を経なが

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する演
地雅一君の質疑

一四

ら、今日まで運用がなされてきましたが、二〇二四年の年金財政検証では成長率をゼロと仮定した過去三十年投影ケースでも所得代替率は五〇・四％と、前回二〇一九年の四四・五％を上回る結果が出ております。

そこで、まず総理に、平成十六年から累次にわたり行ってきた年金制度改革の総括的な評価と、今回の改正案に盛り込まれた内容が施行された場合、所得代替率はどの程度改善するのか、答弁を求めます。

次に、年金財政検証に用いる社会経済状況に関する前提数値の妥当性について質問します。

特に出生率は、二〇七〇年中位で一・三六と設定されていますが、現状は一・二程度です。また、実質賃金上昇率も、過去三十年投影ケースでも〇・五％に設定されるなど、現在の数字と比較しても楽観的な数値を前提としているように感じますが、この社会経済状況の前提数値は合理的なものと言えるのか、厚労大臣の答弁をお願いいたします。

また、所得代替率は夫婦片働きの世帯をモデルにしておりますが、女性の社会進出が進み、単身世帯も増加した現在において、男女別の被保険者一人一人の年金水準についてはどのような傾向にあるのか、厚労大臣に併せて答弁を求めます。

今回の改正では、被用者保険の適用拡大が段階的に図られ、二〇三五年には、原則、週二十時間以上働く方は社会保険へ加入することとなります。就業調整を減らすための支援策の一つとして、厚生年金保険料及び健康保険料共に事業主の判断で労使折半を超えて事業主が負担できる仕組みを導入し、労働者側の負担を軽減することが可能となります。事業主が労使折半を超えて負担した社会保険料については全額事業主に還元されるよう、公明党としても求めてまいりましたが、還

付の財源が社会保障財源であることから、その影響を懸念する声も党内でありました。

そこで、労使折半を超える事業主負担を全額還付することによる厚生年金財政及び健康保険財政に与える影響をどのように考えるのか、また、事業主側への支援として、百六万円の壁支援パッケージを百三十万円の壁にも対応できるよう支援メニューを拡充するとの国会答弁がありました。が、支援メニューの具体的な内容と施行時期について、いずれも厚労大臣の答弁を求めます。

そもそも、就業調整が生じる大きな原因が、社会保険料を納めなくても給付が受けられる三号被保険者の存在であります。専業主婦の方が多かった時代には適した制度と言えましたが、女性の就業率が上昇するなど、現状は大きく変化しております。三号被保険者の在り方について、総理はどのようにお考えか、お聞かせください。

次に、年金の給付水準の引上げについて質問をいたします。

公明党は、かねてより、年金給付水準の引上げを公約として掲げており、当初政府案として検討されておりました。経済状況が好転しない場合には厚生年金の積立金を基礎年金の給付に活用し、基礎年金の給付水準を引き上げる案に一定の理解を示しております。今回、厚生年金の積立金を活用しての基礎年金の引上げ案が本改正案では見送られた理由について、総理にお伺いいたします。

一方、厚生年金のマクロ経済スライドを二〇二八年度に終了させずに、次期財政検証の翌年である二〇三〇年度まで延長することが附則に盛り込まれました。次期財政検証以降、経済状況を勘案しながら基礎年金の引上げを行うためのオプションを残したものと私は評価しております。現在の厚生年金受給者に不利にならないように配慮し

ながら、厚生年金のマクロ経済スライドを二〇三〇年度まで延長する意義について、総理の答弁を求めます。

年金水準の引上げの方法としては、厚生年金の積立金の活用以外にも、例えば、基礎年金の拠出期間の延長、また、米国のベンドポイント方式のような、高額受給者の年金額を低額の受給者に配分し、厚生年金の中で所得再分配機能をより一層利かせることも一案と史料します。

いずれにせよ、就職氷河期を始め低年金となる受給者の方々の年金給付水準を引き上げることが政権の責務であります。総理は年金給付水準の引上げの必要性についてどのようにお考えか、答弁を求めます。

今回の改正で在職高齢年金の支給停止基準額が五十万円から六十二万円に引上げとなり、働く意欲のある高齢者からは歓迎の声が寄せられていますが、そもそも在老の存在自体への疑問も聞くところです。確かに、在老を完全撤廃すると、将来の所得代替率にマイナス〇・五％の影響があるため、即時撤廃は困難かと思いますが、厚生年金のマクロ経済スライドの期間が終了すると、所得代替率の低下は生じなくなるため、調整期間の終了とともに在職高齢年金の制度は廃止すべきと考えます。総理はどのようにお考えになるか、答弁を求めます。

現在の遺族厚生年金は、夫は妻が亡くなっても六十歳未満であれば支給されないなど、男女で差異があります。女性の就業率の上昇等を受け、遺族厚生年金の男女の区別をなくし、かつ、原則五年間の有期給付とすることは、社会の変化に対応するものとして理解します。しかし、女性の就業率が上昇したとはいえ、実際にはいまだ男女の賃金格差は存在しますし、男女問わず障害等で就労が困難な方にとっては、遺族年金は重要な生活の

支えであります。

そこで、五年の有期給付経過後も就労困難など一定の場合には給付の継続が必要であるとの公明党の意見も受け、配慮が必要な方には六十五歳到達まで遺族厚生年金の給付を継続する旨が法案に盛り込まれたところであります。

この配慮が必要な一定の場合とは、具体的にどのような要件を検討しているのか、最後に厚労大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 演地雅一議員の御質問にお答え申し上げます。

これまでの年金制度改革の評価と制度改正案の影響についてのお尋ねです。

公的年金制度につきましては、平成十六年以降の累次の改正で、制度の持続可能性を確保し、将来世代への過重な負担を抑制するとともに、自ら望む働き方を選択しやすい制度としつつ給付水準を確保するなど、老後の所得保障の柱としての役割を担ってきているものと考えております。

その上で、今回の制度改正案を実施した場合、財政検証に基づく試算では、将来の所得代替率は、実質一％成長のケースでは二〇三七年度以降五七・六％から五八・九％に、実質ゼロ％成長のケースでは二〇五七年度以降五〇・四％から五一・八％に改善することが見込まれております。

第三号被保険者の在り方については、いわゆる専業主婦の方々のみならず、病气や育児、介護などの理由で働けない方々など、様々な属性の方々が混在される中で、今般の年金制度改正では、将来的な見直しの方向性について意見がまとまらなかったところがございます。

引き続き、被用者保険の適用拡大を進めること
で第三号被保険者の対象者を縮小していくことを
基本といたしました上で、今後、第三号被保険者
の実態も精緻に分析をしながら、制度に関する
様々な論点や国会での御指摘も踏まえ、議論を進
めてまいります。

基礎年金の底上げ措置の取扱いについてござ
います。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了さ
せる措置につきましては、全国民共通の基礎年金
について、将来にわたって一定の給付水準を確保
する重要性がある一方で、保険料、拠出金、積立
金の関係が分かりづらいことから、国民の御
理解が得られるのかという賛成、慎重両方の御意
見があり、社会保障の専門家の間でも意見が分
れていたところでございます。

今回の年金改正法案の前提として行われました
財政検証の結果、年金財政は前回改正時よりも好
転が見込まれており、過去三十年投影の低いケ
ースでも所得代替率が最終的に五〇・四％とな
り、二〇一九年の同水準のケースの四四・五％と比
べて上昇している状況でございます。

この措置は、今後も経済が好調であれば発動の
必要性がないものであるとともに、次の財政検証
の結果により適切に検討し必要な対応を講ずるこ
となどから、具体的な仕組みにつきましては今回
の法案に規定しないことといたしましたものでござ
います。

厚生年金のマクロ経済スライドを延長する意義
でございます。

今回の法案では、基礎年金の底上げなどにつ
いての検討を引き続き行うに際し、今後の社会経
済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証の翌年
度である二〇三〇年度まで、厚生年金のマクロ経
済スライド調整を継続することといたしております。

す。これにより、二〇二九年に行われる次の財政
検証の結果を踏まえ、年金制度における対応が必
要な場合には、適切に検討し、必要な措置を講じ
ます。

その上で、マクロ経済スライド調整の継続措置
により、給付水準が低下し、厚生年金受給者が不
利にならないよう、配慮措置を講じております。
年金給付水準の引上げについてのお尋ねです。

年金は老後生活の柱の一つであり、給付と負担
のバランスを保ちつつ、年金の給付水準を保つこ
とは重要な課題でございます。給付水準は今後の
経済状況によって変わり得るものであり、政府と
して、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指
し、将来の年金の給付水準の向上につなげてまい
ります。

就職氷河期世代を含む将来の年金給付水準の充
実につながる被用者保険の適用拡大などに加え、
年金生活者支援給付金などの低年金者対策を活用
しつつ、今後とも、社会や経済の変化に合わせ、
五年に一度の財政検証の結果を踏まえた年金制度
の不断の見直しに取り組んでまいります。

在職老齢年金制度の見直しについてございま
す。

在職老齢年金制度は、社会保険においては例外
的な仕組みでございます。この仕組みは、高所得
者であっても高齢者の就業意欲を阻害するといっ
た指摘もあつたことから、現役世代の収入水
準や高齢者の就労実態等に照らし、今回、年金の
減額を行う基準を五十万円から六十二万円に緩和
する見直しを行うことといたしております。

今後の在職老齢年金制度の在り方につきまして
は、今回の改正の結果なども踏まえて、引き続き
議論をいたしてまいります。

残余の御質問につきまして、関係大臣から答
弁を申し上げます。（拍手）

〔国務大臣福岡資麿君登壇〕

○国務大臣 福岡資麿君 濱地雅一議員の御質問
にお答えいたします。

公的年金の財政検証の前提についてお尋ねがあ
りました。

公的年金の財政検証に用いる出生率や実質賃金
上昇率などの前提については、これまでの実績を
踏まえつつ、専門家による検討を経た上で幅広い
複数のケースを設定しており、適切なものと考え
ています。

なお、公的年金の財政状況を評価するに当たっ
ては、出生率や実質賃金上昇率のように、実績が
前提を下回る要素がある一方で、外国人の入国超
過数や年金積立金の運用利回りのように、実績が
前提を上回る要素もあることから、これらの要素
を総合的に見る必要があります。

男女別の年金水準についてお尋ねがありまし
た。

昨年七月に公表した二〇二四年財政検証では、
新たに、個人単位で年金額を推計する年金額分布
推計を実施しております。

分布推計では、若い世代ほど労働参加が進展す
ることで、厚生年金の被保険者期間が伸び、年金
が充実する傾向にあることが確認されました。

こうした傾向は、特に女性で顕著になってお
り、将来の女性の年金が充実することが確認され
ております。

被用者保険の適用拡大に係る保険料調整制度に
ついてお尋ねがありました。

厚生年金に係る保険料調整制度の所要額につ
いては、対象となる全ての事業所等が御利用する
とした場合に、総額で約三百億円程度と見込まれ
ます。段階的な施行に合わせて必要になるものであ
り、厚生年金財政全体の財政規模に照らせば、給
付水準への影響はないものと考えております。

百三十万円の壁に対応する支援メニューの具体
的な内容と施行時期についてお尋ねがありまし
た。

現在、百六万円の壁への対応として実施してい
るキャリアアップ助成金に、新たなコースを設
け、労働者に新たに被用者保険を適用し、労働時
間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加さ
せてキャリアアップにつながる取組を行う事業主
に対し、労働者一人当たり最大七十五万円の支援
を行うこととしております。

この措置は本年七月から施行することを予定し
ており、より多くの事業主に活用いただけるよ
う、周知等に取り組んでまいります。

有期化される遺族厚生年金の給付の継続要件に
ついてお尋ねがありました。

今回の法案では、子のない二十代から五十代の
配偶者への遺族厚生年金について、男女共に原則
五年間の給付としつつ、支給期間終了後も様々な
事情によって十分な生活再建に至らない方には、
御党の御提案も踏まえ、最長で六十五歳まで給付
を継続することといたしました。

この継続給付の支給要件は、障害年金の受給権
者である場合のほか、国民年金保険料の免除基準
となる所得を参考に、所得額に応じて全額又は一
部を支給することとしております。（拍手）

○副議長（玄葉光一郎君） 八幡愛君。

〔八幡愛君登壇〕

○八幡愛君 れいわ新選組の八幡愛です。

ようやく政府から出てきたと思つたら、基礎年
金の底上げ部分が削除されていたという、骨抜き
年金改革法案について質問をいたします。（拍手）
まず最初に、石破総理にお伺いしたいのです
が、総理は公的年金の保険料支払いを滞納しそ
うになったことはありますか。支払いがしんどか
つたという経緯はお持ちでしょうか。

令和七年五月二十日 衆議院會議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する八幡愛君の質疑

一六

私はめちゃくちゃしんどかったんですよ。貧困な家庭で育ったこともあり、大学進学を諦めて、家計を支えるために高校卒業後はすぐに働きました。芸能界を目指していた経緯もあったのでアルバイトで生計を立てておりましたが、現在三十七歳の私が二十歳、二十歳であった二〇〇七年、平成十九年の国民年金保険料は月額一万四千百円、当時の手取り収入の一割を超える金額です。

そんな中、将来、年金制度が破綻するかもしれないなどのマスコミ報道を目にしたり、年金積立金の運用機関であるGPIFが損失を出したなどと聞くと、生活をするだけではないのに、なぜちゃんともらえるかどうか分からない国民年金を支払わないといけないんだろうと思ひ悩みましたが、破綻するはずはないと信じて、老後への備えなんだと思い直して、保険料の支払いを継続いたしました。

二〇二五年現在の国民年金保険料は一万七千五百十円。物価は高騰するのに給料はなかなか上がらない、そんな中で毎月毎月支払いをしている国民の気持ち、総理には分かりますか。そして、現在、年金を受給されている方の厳しい暮らしは耳に届いておられますか。

物価だけでなく、水道光熱費までもが高騰する世の中で、消費税もどどん上がっていく。年金だけでは到底暮らせないから、六十代、七十代でもアルバイトをされている方もいらっしゃる。

先日、労働安全衛生法の改正について厚労委員会では法案審議をする中で、高齢者の労働災害防止の推進を図る法案が追加されていることに関して、そもそも高齢者が働かないといけない世の中がおかしいし、一生懸命これまで働いて年金を納めてきたんだから、縁側でお茶でも飲ましてくれよと思いました。

れいわ新選組は、社会保険料の減免と年金の底

上げを結党当初から訴えております。

本改正案は、当初、非正規雇用などが多いとされる就職氷河期世代が高齢化した際に低年金に陥ることを避けるため、厚生年金の積立金を活用し、基礎年金の給付水準を底上げする案が盛り込まれておりました。しかし、政府・与党は、厚生年金の流用などの批判を恐れ、提出された法案では基礎年金底上げは削除されております。また政府は就職氷河期世代を見捨ててゐるんですか。石破総理に足りないのは、愛と勇気です。誰に何を言われたのか、参院選を前にどんな議論が党内でなされたのか分からないですけれども、公的年金の所得再配分機能を重視して、基礎年金の給付水準を底上げすべきじゃないですか。まだ間に合います。愛を持って、勇気を出してください、総理。

れいわ新選組は、就職氷河期世代を含む低年金の方、無年金の方の生活を支えるために、最低保障年金を導入することを訴えております。総理、最低保障年金の導入、検討しませんか。

本改正法案では、いわゆる年収百六万円の壁の撤廃などが盛り込まれ、現在は厚生年金の加入対象となっていないパートやアルバイトなど、短時間労働者も新たに厚生年金に加入できることになっていて、この百六万円の壁が今回の目玉みたいなになっておりますけれども、これ、みんなが手放しで喜ぶ改正案だと本気で思われておりますか。

新たにおよそ二百万人が厚生年金の加入対象になる見込みなんですけど、もちろん、将来受け取れる年金が増えることでありがたいと思う人もいらっしゃると思いますが、大多数が、賃金がなかなか上がらない中での物価高に加えて増税で、ただでさえ生活が苦しいのに、今の手取りが減ることによって不安を覚える人も相当数います。

実際、私の地元東大阪でも、中小零細企業や

パートタイムで働く方々から悲痛な叫びが届いております。厚生年金に入ったら手取りの収入が減る、今現在収入が減るのは困る、一人親としての生活が苦しい、生活費で精いっぱい食費まで回らなくなってしまう。総理、このように、老後という将来よりも、目の前の手取りが減ることの方が大変な方がたくさんいらっしゃるんですよ。そして、当然、労使折半ですから、中小零細企業からは、保険料の追加負担が経営を圧迫して実質的な増税だとの批判も相次いでおります。

そこで厚生労働省は、労使合意を前提に、企業が従業員に社会保険料の負担を一部肩代わりするという特例措置を検討しているようなんですけれども、従業員の賃金調査や新たに社会保険加入対象となる人のリスト作成、手続の増加など、労務管理の負担増に直面して、これはまた、インボイス制度のときみたいに、中小零細企業を淘汰したための法改正なのかと疑いたくなっています。

このままでは、この国の年金制度を国民が信用することはできません。昔の私のように、払いたくないという人が、働く側も雇用する側からも出てくるんじゃないでしょうか。悪い物価高が収まるまで、社会保険料の減免措置を導入する、季節ごとの一律現金給付をする、そして何より消費税を廃止する、せめて一律減税を検討する。この国の経済をまずは立て直しませんか。それができてこそ、初めて老後の心配ができるのではないのでしょうか。

今日食べる主食のお米すらも満足に買えないこんな世の中で、老後のことなんて、正直言って、みんな考えられませんよ。支持者がくれるからといって、うちには米がたくさんあるから売るほどあんだんとあって、そんなことを言っている大臣がいっぱいいます。そんなこと、現実を見てくださ

いよ。この国は、いつの間にか、老後の心配すらもぜいたく品になってしまいました。そんな国に誰がしたのか。

れいわ新選組は、結党した二〇一九年から一貫して消費税廃止を訴えてきました。最初は、また山本太郎がおかしなことを言っているわと笑われましたけれども、悲しいかな、時代がれいわ新選組に追いついてしまった。今、各党でも消費税減税が議論となっております。それなのに、今回の年金改革法案、年金を底上げするどころか、更に追加で保険料を支払わせることばかり考えている。

れいわ新選組の理念、日本を守るとはあなたを守るから始まる。今拡充すべきは、社会保障費です。公金をしっかりと投入して、誰もが、生きていくよかったという社会を実現する。ああ、また青臭いことを言っているなと思ひましたか。私がガッツポーズしたぐらいで、集まって話合いです。でも、この本会議場にいる先輩方、思ったかもしれないませんが、その感覚こそが恥ずかしいですよ。何のために政治家になったんだ。こんな当たり前のことを議員七か月の私に言われること、それこそ恥じていただきたい。

お願いを申し上げます。年金底上げ、これを政府に強く要請します。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 八幡愛議員の御質問にお答えします。

年金保険料を支払われている方や年金を受給されている方々の暮らしについてでございます。

現役世代の方も高齢者の方も、その生活の状況は様々でございます。私個人のことにつきましてつまびらかに申し上げることはいたしません、

公的年金の被保険者として保険料を納付させていただく中で、様々な方々のお声を伺い、所得が低く厳しい生活を送っておられる方々がいらつしやいますことはよく承知をしておるところでございます。

基礎年金の底上げ及び最低保障年金の導入についてです。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置につきましては、社会保障の専門家の方々の間でも賛成、慎重両方の御意見があることや、今後も経済が好調であれば発動の必要性がないものであるとともに、次の財政検証の結果により適切に検討し必要な対応を講ずることなどから、今回の法案には具体的な仕組みを規定しないことといたしました。

さらに、被用者保険の適用拡大は、就職氷河期世代を含め、より手厚い年金が受けられるようにするとともに、将来の基礎年金水準の改善にもつながるものであり、就職氷河期世代を見捨てていくという御指摘は全く当たりません。

最低保障年金については、保険料納付実績とは無関係に一定の年金を保障するものとすれば、多額の税財源が必要になること、これまで保険料を払ってきた方々と払ってこなかった方々との間の公平性を確保できるのかといった難しい問題があり、慎重な検討が必要でございます。

今回の年金改正法案の意義についてですが、今回の改正法案は、いわゆる百六万円の壁を撤廃し、より手厚い年金を受けられるようにする被用者保険の適用拡大のほか、就労収入を得ながら年金をより多く受け取れるようにする在職老齢年金制度の見直し、iDeCoの加入可能年齢を七十歳まで拡大する措置など、将来の受給者の給付も充実させつつ、現在の受給者の年金の増額措置を盛り込んだ、極めて重要なものであると考えてお

ります。政府といたしましては、この法案の意義、内容につき、今後とも更に丁寧に説明を尽くし、国会の御審議を賜りたいと考えております。社会保障料の減免措置の導入などについてのお尋ねです。

社会保障料の事業主負担は、医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任であることから求められているものでございします。今回、キャリアアップ助成金を含め、経営や事務に関する事業者支援は用意いたしますが、こうした枠組みとは異なり、公費によって社会保障料の減免を行うことについては慎重な検討が必要と考えております。

消費税については、急速な高齢化などに伴い社会保障給付費が大きく増額する中において、全世代型社会保障制度を支える重要な財源と位置づけられていることから、政府として、その引下げを行うことは適当ではないと考えております。

なお、新たな給付金について検討してはおりませんが、物価や国民生活の状況に応じて、賃上げの効果が出るまでの間の対応として追加してきた備蓄米の売渡し、ガソリン価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援といった対応を着実に、確実に実行いたしてまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私、日本共産党を代表して、国民年金法改正案について、石破総理に質問します。(拍手)

物価高騰が国民生活を脅かしています。物価高でも年金が増えない高齢者からは、風呂の回数を減らした、米が高くて買えず麺類ばかり食べている、スーパーで値引きのシールが二度貼られるま

で待つ等々、深刻な声が寄せられています。昨年の夏、電気代の負担を苦にしてエアコンの使用を控えて熱中症になり、亡くなる高齢者が相次ぎました。年金だけでは生活できず、働く高齢者も増え続けています。特に女性の低年金は深刻で、十万円以下が八三％、五万円以下が二三％に及んでいます。

総理、高齢者の生活を低年金と物価高騰が苦しめています。その認識はあるでしょうか。

物価が上がっても年金が上がらない。年金受給者の生活を困窮させているその元凶は、百年安心の年金だとして導入されたマクロ経済スライド制です。

マクロ経済スライド制導入からこの二十年間で、公的年金の給付水準は実質八・六％も削減されました。これがなければ、現在月十万円の年金の人は、月額で九千四百円、年額で十一万円多い年金でした。このことをお認めになりますか。

石破総理は、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の所得の向上を図ると何度も強調しています。一方で、高齢者に実質収入減を押しつけてるのは、矛盾ではありませんか。高齢者の生活水準は下がっていいと思っているのですか。

過去三十年の経済状況が続く前提の下で、マクロ経済スライドは二〇五二年まで続くことになりました。前回の財政検証から、年金削減は更に五年間延長になります。その結果、年金給付水準は、現在から実質一五％切り下げられます。これでは、生涯削減の年金ではありませんか。

世論調査では、将来の年金受給額に非常に不安があると答えた人は五六・四％、どちらかといえど不安があると答えた人は三三％、合わせて九割の人が将来の年金額に不安があるとなりました。総理、今や、百年安心の年金は完全に崩壊したのではありませんか。

基礎年金のマクロ経済スライド調整期間の長期化で基礎年金額が大幅減少することは、前回の財政検証のときから大きな問題でした。年金部会の議論の整理では、マクロ経済スライドによる削減期間を短くするために、年金積立金を活用する案が盛り込まれました。今回、この案が見送られたのはなぜですか。

とりわけ重大なのは、低年金者ほど年金削減額が大きくなる問題です。基礎年金は二〇五二年まで削減が続きます。この結果、厚生年金の実質削減額は一・六％にとどまる一方、基礎年金の削減は二五％に及びます。基礎年金だけの高齢者や、低所得で厚生年金が少ない低年金者ほど、年金が削減されます。非正規、低賃金の下で働かざるを得なかった就職氷河期世代は、今以上の低年金を余儀なくされるではありませんか。

調整期間を短くする年金部会の案でも、マクロ経済スライドは直ちに止まらず、今後十年以上にわたって削減が進み、給付水準は大きく切り下げられます。今やるべきことは、マクロ経済スライド制を直ちに停止させることであります。そして、給付の五年分、現在二百九十兆円にも上る年金積立金は計画的に給付の維持拡充に充てるべきです。

政府案では、厚生年金二百万人の適用拡大や十万円の厚生年金保険料上限引上げが入っていますが、十分とは言えません。厚生年金の更なる適用拡大や、年金保険料の上限額を健康保険と同じ年収二千万円に引き上げるなどの対策が必要です。答弁を求めます。

就職氷河期世代や若い人たちが、将来の年金に大きな不安を抱えています。過去三十年と同様、経済状況が変わらなければ、現在月六万八千円の国民年金は、今四十歳の人が六十五歳になるときは月に五万二千元に下がり、今二十歳の人が六

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する田村貴昭君の質疑

一八

十歳になるとときには月四万八千円まで下がります。基礎年金の底上げを図るとともに、雇用の安定と賃上げを進めることが重要です。中小企業への支援とともに、最低賃金を全国一律時給千五百円に直ちに引き上げ、非正規をなくすべきではありません。

現役世代で低賃金を強いられた人は老後にも低年金を強いられるという、現行制度の構造を改めるべきです。そのためには、最低保障年金制度の導入が不可欠です。国連社会権規約委員会から、最低年金を公的年金制度に導入することが度々勧告されています。低年金、無年金の解消のために、政府が早期決断することを求めます。

障害年金を申請して二〇二四年度に不支給と判定された人が、前年度の二倍以上に急増し、三万人になること、障害年金センター長の交代により判定が厳格化されたと報道されています。厚労省は調査中だとしていますが、報道から既に三週間がたっています。不支給二倍は事実なのか。事実なら、社会福祉の根幹を揺るがす問題です。どう対処するのか、答弁を求めます。

最後に、増えない年金に加え、物価高騰が国民の暮らしを直撃しています。総理、消費税の減税を求める国民の声は多数です。五％の減税を行えば、世帯十二万円の負担減です。国民生活の安定に、総理が消費税減税を決断することを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕
○内閣総理大臣(石破茂君) 田村貴昭議員の御質問にお答えいたします。

年金と物価高騰についてのお尋ねです。公的年金制度では、前年の物価等の変動に応じて年金額を改定することを基本としながら、マクロ経済スライドにより、長期的な給付と負担のバ

ランスを確保することで、将来にわたって持続可能な仕組みといたしており、こうした仕組みの下で年金を着実に支給していくことが重要であると考えております。

その上で、政府といたしましては、所得や年金額の低い高齢者の方々には年金生活者支援給付金制度を設けており、こうした施策等により、高齢者の方々の暮らしが安定するよう、引き続き支援をいたしてまいります。

物価高につきましては、低所得者世帯向けの給付金などに加え、随時、ガソリン価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援といった施策を追加するなど、あらゆる政策を総動員しておるところであり、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いながら、引き続き対策に取り組んでまいります。

マクロ経済スライドについてでございます。平成十六年の制度改正で導入されたマクロ経済スライドの仕組みは、現役世代の保険料上限を固定し、過重な負担が生じないようにした上で、年金額について一定の調整を行い、長期的な給付と負担のバランスを確保するものでございます。

マクロ経済スライドの仕組みの結果、年金額の実質的な価値が緩やかに減額されることは御指摘のとおりですが、これは経済状況によって変わります。得るものでありますことから、政府としては、賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。

政府として、この仕組みを百年安心であると申し上げたことはございませんが、五年に一度の財政検証に基づき、適切に年金制度を改正するなど、着実に運営をいたしてまいります。マクロ経済スライドについてでございます。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了させる措置につきましては、今後も経済が好調であれば発動の必要がないものであるとともに、次の財政検証の結果により適切に検討し必要な対応を講ずることなどから、具体的な仕組みについては今回の法案に規定しないことといたしましたものでございます。

マクロ経済スライドは、将来世代の負担が過重にならないよう、保険料の上限を固定しつつ、その範囲内で給付を行う仕組みであり、これを単に停止することは考えておりません。また、こうした仕組みの下で、積立金は将来の年金受給者の給付水準を確保するために計画的に活用していくことといたしており、これを特定の世代のためだけに使うことは適当ではないと考えております。

被用者保険の更なる適用拡大などについてでございます。被用者保険の適用拡大や標準報酬月額上限の見直しは、将来の給付の充実につながる重要な改正事項であります。

今回の改正案は、昨年末の厚生労働省における審議会、社会保障審議会年金部会でございまして、審議会の議論の整理や与党の御議論において、更なる適用拡大や標準報酬月額上限の見直しについては、被保険者や事業主の負担が増加することに留意しつつ検討された結果、幅広い合意が得られたものとして提案をしているものでございます。

中小企業支援、最低賃金及び非正規雇用労働者についてでございます。

中小企業支援につきましては、五月十四日に開催された新しい資本主義実現会議において、賃金向上推進五か年計画の策定に向け、四本柱から成る施策パッケージをお示しいたしました。中小企

業等が賃上げできる環境を整備するため、政策を総動員いたしてまいります。

最低賃金につきましては、政府として、地域間格差の是正に配慮しつつ、引き続き、二〇二〇年代に全国平均千五百円という高い目標に向かって、たゆまぬ努力を続けてまいります。

非正規雇用労働者については、誰もが希望する働き方の実現に向け取り組むことが重要であると考えており、引き続き、望まない非正規雇用を減らすための正社員への転換の支援や、同一労働同一賃金の推進等に取り組んでまいります。

最低保障年金制度についてでございますが、いわゆる最低保障年金につきましては、多額の税財源が必要になること、これまで保険料を払ってきた方々と払ってこられなかった方々との間の公平性をどのように確保するのかといった課題があるものと考えております。

政府といたしましては、低所得の年金受給者に対する年金生活者支援給付金の支給や、今回の法案にも盛り込んだ被用者保険の適用拡大などを通じて、高齢期の所得保障に取り組んでまいります。

障害年金の認定状況についてですが、御指摘がございました障害年金の認定状況に関しましては、一連の報道も踏まえ、厚生労働大臣から、日本年金機構等に対して、令和六年度における認定状況の実態把握のための調査を行うよう指示が行われており、六月中旬をめどにその結果を公表できるよう作業が進められているものと承知をいたしております。その結果を踏まえまして、必要な対応を行います。

消費税減税についてでございます。急速な高齢化等に伴って社会保障給付費が大きく増加する中、全世代型社会保障制度を支える重

要な財源であること、高所得者にも負担軽減がなされるため、物価高の影響を最も受けている低所得者への支援という意味では効率性に乏しいこと等から、消費税につきましては、その引下げは適当ではないと考えております。

物価高に對しましては、お一人二万円から四万円の所得税減税や、世帯当たり三万円の低所得者世帯向けの給付金などに加え、随時、ガソリン価格の定額引下げや電気・ガス料金支援といった施策を追加するなど、あらゆる政策を総動員して、細心の注意を払いながら、その対策に取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 石破 茂君
財務大臣 加藤 勝信君
厚生労働大臣 福岡 資麿君
環境大臣 浅尾慶一郎君
国務大臣 坂井 学君

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官 橘 慶一郎君
厚生労働副大臣 鰐淵 洋子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

特別会計に関する法律の一部を改正する法律
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(要求書受領)

一、去る十六日、内閣から、人事官に川本裕子君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、原子力委員会委員に古橋幸子(土井幸子)君を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、個人情報保護委員会委員長に手塚悟君を任命したいので、個人情報保護に関する法律第百三十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子(三木佐知子)君を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、預金保険機構理事に田口紀子君及び島村英君を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、公害等調整委員会委員に中村也寸志君及び大瀧敦子君を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君、大草透君、岡田美弥子君、藤本雅彦君及び田渕正朗君を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に増一行君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、労働保険審査会委員に菅野淑子君及び齋藤育子君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君及び本田文子君を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、社会保険審査会委員に浦野真美子君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、原子力規制委員会委員に杉山智之君及び神田玲子君を任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議席変更)

一、去る十五日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

一〇	一四	二〇	四七	五一	五六	六一	六二	七〇
大森江里子君	平岩 征樹君	堀川あきこ君	八幡 愛君	山口 良治君	沼崎 満子君	河西 宏一君	平林 晃君	中川 宏昌君
				山崎 正恭君	仙田 晃宏君			
				西園 勝秀君				

(理事補欠選任)
一、去る十六日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 奥下 剛光君(理事奥下剛光君去る十四日委員辞任につきその補欠)
一、昨十九日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 星野 剛士君(理事工藤彰三君昨十九日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 大森江里子君
補欠 山崎 正恭君

議院運営委員			
辞任	補欠	大西 健介君	下野 幸助君
金村 龍那君	萩原 佳君	山本 大地君	安藤たかお君
萩原 佳君	金村 龍那君	尾辻かな子君	大塚小百合君
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
辞任	補欠	国土交通委員	補欠
西野 太亮君	大空 幸星君	石橋林太郎君	山本 大地君
橋本 慧悟君	山井 和則君	田所 嘉徳君	永岡 桂子君
山 登志浩君	吉田はるみ君	井上 英孝君	高橋 英明君
山井 和則君	橋本 慧悟君	永岡 桂子君	田所 嘉徳君
吉田はるみ君	山 登志浩君	山本 大地君	石橋林太郎君
大空 幸星君	西野 太亮君	高橋 英明君	井上 英孝君
法務委員			
辞任	補欠	環境委員	補欠
上川 陽子君	金子 容三君	辞任	補欠
河野 太郎君	草間 剛君	五十嵐 清君	木原 稔君
棚橋 泰文君	山田 賢司君	山際大志郎君	向山 淳君
金子 容三君	上川 陽子君	川原田英世君	屋良 朝博君
草間 剛君	河野 太郎君	木原 稔君	鈴木 貴子君
山田 賢司君	棚橋 泰文君	向山 淳君	小池 正昭君
財務金融委員			
辞任	補欠	鈴木 貴子君	山田 賢司君
東 国幹君	川崎ひでと君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君
石田 真敏君	山本 大地君	屋良 朝博君	川原田英世君
江田 憲司君	佐々木ナオミ君	今枝宗一郎君	五十嵐 清君
川崎ひでと君	東 国幹君	山田 賢司君	山際大志郎君
山本 大地君	石田 真敏君	一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
佐々木ナオミ君	江田 憲司君	決算行政監視委員	
厚生労働委員			
辞任	補欠	辞任	補欠
安藤たかお君	山本 大地君	加藤 鮎子君	小森 卓郎君
後藤 茂之君	小森 卓郎君	工藤 彰三君	丹羽 秀樹君
佐々木 紀君	岩田 和親君	棚橋 泰文君	土田 慎君
大塚小百合君	尾辻かな子君	田畑 裕明君	石橋林太郎君
		長坂 康正君	深澤 陽一君
特別委員辞任及び補欠選任			
一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
政治改革に関する特別委員			
辞任	補欠	石田 真敏君	森下 千里君
塩崎 彰久君	岸 信千世君	山本 大地君	大空 幸星君
大空 幸星君	山本 大地君	岸 信千世君	大空 幸星君
岸 信千世君	塩崎 彰久君	森下 千里君	石田 真敏君
森下 千里君	石田 真敏君	原子力問題調査特別委員	
辞任			
栗原 涉君	大空 幸星君	大空 幸星君	大空 幸星君
鈴木 英敬君	大空 幸星君	大空 幸星君	大空 幸星君
大空 幸星君	大空 幸星君	大空 幸星君	大空 幸星君
大西 洋平君	鈴木 英敬君	大空 幸星君	大空 幸星君
(議案提出)			
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。			
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案			
一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。			
婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出)			
(議案付託)			
一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)			
財務金融委員会 付託			
航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)			
国土交通委員会 付託			
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出第四三三号)			
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第四四号)			
(議案送付)			
一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。			
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案			
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案			
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案			
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案			
保険業法の一部を改正する法律案			
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案			
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案			

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民健康保険料に関する質問主意書(柳瀬万里君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問に対する答弁書

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書

令和七年五月二日提出
質問第一七二号

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書

令和七年四月二十九日付の東京新聞朝刊等の記事によれば、国の障害年金に申請して令和六年度に不支給と判定された人が約三万人に上ることが日本年金機構の資料よりわかったとされています。また、当該記事によれば、令和六年度に新たに障害年金の支給を申請した人は推計で十八万九千人、不支給となった人の割合は約六人に一人程度で、前年度の約二倍とされています。

そこで、以下のとおり質問します。

一 令和六年度の障害年金の新規裁定件数は、およそ何万件ですか。もし、具体的な件数を回答できなければ、令和五年度の新規裁定件数に比べて、一万件以上増えたのか、二万件以上増えたのか、五万件以上増えたのか、示して下さい。

二 障害年金の新規裁定件数、すなわち新規の申請件数が、令和五年度に比べて令和六年度が大幅に増えているのであれば、その理由について政府の見解を示して下さい。

三 令和六年度の障害年金の新規裁定件数に占める非該当、すなわち不支給と決定された件数はおよそ何件ですか。また、新規裁定件数に占める非該当の件数の割合は、令和五年度が何パーセントで、令和六年度は何パーセントですか。

四 障害年金の新規裁定件数に占める非該当の件数の割合が、令和五年度に比べて令和六年度が増加しているのであれば、その理由について政府の見解を示して下さい。

五 前記東京新聞等の記事によれば、今回の記事は共同通信社が入手した日本年金機構の内部資料に基づくものとされています。この事実について、政府として調査を行い、その結果を公表しますか。

六 障害年金の新規裁定における非該当件数の増大が、障害年金の支給基準の厳格化等が理由であれば、早急な支給基準の見直しや手続の適正化が必要となることも考えられ、適正化する場合には令和六年度の非該当決定の見直しが必要となることも考えられます。この点について、政府の見解を示して下さい。

右質問する。

内閣衆質二一七第七二号
令和七年五月十六日

議長長の報告

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

お尋ねについては、御指摘の「新規裁定件数」も含め、令和七年五月七日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「障害年金の認定件数等につきましては、日本年金機構で集計を行った上で、障害年金業務統計として毎年九月に公表しておりますため、令和六年度の数値はまだ集計を終えておりませんが、・・・様々報道もございました。令和六年度の認定状況について抽出して調査を行うように指示をさせていただきます」と答弁しているところでございます。まず、その実態把握を行ってまいりたいと思っております。」と答弁しているところであり、現時点においてお答えすることは困難である。

なお、令和五年度におけるお尋ねの「新規裁定件数に占める非該当の件数の割合」は、日本年金機構が毎年度作成している「障害年金業務統計」によると、八・四パーセントである。

五について

お尋ねについては、令和七年五月八日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「令和六年度におけます認定状況の調査の中で内部文書に係る調査も行うように指示をさせていただいたところでございます。そちらについても日本年金機構と連携しながら実態把握を行ってまいりたいと思っております。」と答弁したとおりであり、これらの調査の結果の公表の在り方も含め、適切に検討してまいりたい。

令和七年五月七日提出
質問第一七三号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書

提出者 上村 英明

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書

先に提出した質問主意書に対する答弁書内閣衆質二一七第七八号)に対し、以下改めて質問する。

一 戦没者について

1 戦争で亡くなられた民間人や子どもも「戦没者」ではないのか。

2 空襲の犠牲となった多数の民間人、国策で行われた満蒙開拓のために満州に渡り、ソ連軍や中国人や朝鮮人らに襲われたり、食糧難による栄養失調や疫病によって命を落とした方々、南洋諸島で米軍の艦砲射撃や戦闘に巻き込まれたり、崖から身を投げて自ら命を絶った民間人は「戦没者」ではないのか。

3 こうした方々は、自ら勝手に動いて命を落としたもので、国に責任はないと考えているのか。政府の見解を示されたい。

二 戦没者に対する特別給付金および特別弔慰金等について

1 これまで支給されてきた戦没者の妻に対する特別給付金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

2 これまで支給されてきた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

3 これまで支給されてきた戦没者の父親等に対する特別弔慰金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

4 これまで支給されてきた元軍人・軍属の戦

没者の遺族年金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

5 これまで支給されてきた元軍人・軍属に対する恩給(旧軍人恩給)の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

6 前記1から5以外に、戦没者の遺族等に国庫から支払われてきた給付金等の種類と総額および受給者の数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

7 前記6の支払いを含めて、戦後元軍人・軍属およびそれらの遺族に支給されてきた給付金等の金額は総計でいくらになるのか、明らかにされたい。

8 元軍人・軍属および遺族に対するこれらの措置を国としていつまで継続して行うつもりか、明らかにされたい。

9 これらの各措置を終了するとすれば、どのような要素を考慮して判断することになるのか、明らかにされたい。

三 民間人の戦争犠牲者に対する補償等について
空襲被害者や学童疎開者を含め、民間人の戦争犠牲者に対して戦後国はほとんど補償や援護を行ってきたにないことに対して、多くの批判を耳にする。いわゆる原爆被害者援護法に基づく事業以外は、民間人の戦争犠牲者に対して補償や援護を行わない理由は何か、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第七一七三三
令和七年五月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問に対する答弁書

一の1及び2について

先の答弁書(令和七年三月十四日内閣衆質二一七第七八号)一についてでお答えしたとおり、お尋ねの「戦没者」について、現行法令上、確立された定義があるとは承知しておらず、お答えすることは困難である。

一の3について

お尋ねの「自ら勝手に動いて命を落としたもので、国に責任はないと考えている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「これまで支給されてきた戦没者の妻に対する特別給付金の総額と受給者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)に基づき、同法の制定から本年三月三十一日までに特別給付金の支給のために発行された記名国債の総額は約一兆六千四百億円であり、特別給付金を受ける権利を有する者として裁定された者の総数は延べ約百六十万である。

二の2について

お尋ねの「これまで支給されてきた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の総額と受給者の総数の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)に基づき、同法の制定から本年三月三十一日までに特別給付金の支給のために発行された記名国債の総額は約千二百億円であり、特別給付金を受ける権利を

有する者として裁定された者の総数は延べ約五十万人である。

二の3について

お尋ねの「これまで支給されてきた戦没者の父親等に対する特別弔慰金の総額と受給者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)に基づき、同法の制定から本年三月三十一日までに特別給付金の支給のために発行された記名国債の総額は約二百億円であり、特別給付金を受ける権利を有する者として裁定された者の総数は延べ約五十万人である。

二の4について

お尋ねの「これまで支給されてきた元軍人・軍属の戦没者の遺族年金の総額と受給者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に基づく遺族年金の支給総額及び遺族年金を受ける権利を有する者として裁定された者の総数については、把握しておらず、お答えすることは困難である。なお、同法の制定から本年三月三十一日までに支給された同法に基づく遺族年金を含む遺族年金等(障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金をいう)の総額は約四兆千億円である。

二の5について

お尋ねの「これまで支給されてきた元軍人・軍属に対する恩給(旧軍人恩給)の総額と受給者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年度から令和六年度までの間に、恩給法(大正十二年法律第四十八号)等に基づき、元軍人・軍属(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第十

条第一項に規定する旧軍人、旧準軍人及び旧軍属をいう。以下同じ。に支給された恩給の総額は約二百億円であり、当該恩給を支給された元軍人・軍属の総数は延べ約九万人である。

二の6について

お尋ねの「戦没者の遺族等」の意味するところが必ずしも明らかでなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に基づき、同法の制定から本年三月三十一日までに特別弔慰金の支給のために発行された記名国債の総額は約二兆千五百億円であり、特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定された者の総数は延べ約七百六十万人である。

二の7について

お尋ねの「元軍人・軍属およびそれらの遺族」の意味するところが必ずしも明らかでなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法等及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されたそれぞれの給付の総額については二の1についてから二の6についてまででお答えしたとおりである。

二の8について

お尋ねについては、現時点では未定である。

二の9について

仮定のお尋ねにお答えすることは差し控えない。

三について

お尋ねの「民間人の戦争犠牲者に対して補償や援護を行わない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、一般戦災

者に対しては、一般の社会保障施策の充実等を図る中でその福祉の向上に努めてきたほか、一般戦災死没者(今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。)に対して追悼の意を表す等に取り組んでいるところである。

令和七年五月七日提出

質問 第一七四号

NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書

二〇二五年一月三十一日から同年二月一日にかけて、九州・沖縄地区において日本放送協会(NHK)福岡放送局制作のドキュメンタリー番組「ザ・ライフ 戦後八十年目の自衛隊幹部候補生たち」(以下「同番組」という。)が放映された。同番組の中で、福岡県久留米市に所在する幹部自衛官を養成する陸上自衛隊幹部候補生学校(以下「同学校」という。)が沖縄などで実施している、沖縄戦に関する研修(以下「同研修」という。)の様子が紹介され、一人の教官(以下「同教官」という。)が候補生たちに対し、軍民一体となって犠牲を払った地上戦の実態を称賛し、旧日本軍の勇戦をたたえたかのような発言があった。

これを踏まえて、以下質問する。

一 第二次世界大戦の末期、日米両軍による激戦地となった沖縄県伊江島における戦闘では、島

民は米軍の猛攻撃の中で逃げ場を失い、犠牲者は島民の半数に及ぶと言われている。同番組では、沖縄における同学校の現地教育で、同教官が候補生たちに向かって「軍民一体となって戦闘が行われたのが伊江島の戦闘と言われている。」「自分たちの土地は自分たちで守る覚悟があるのかな。郷土は。」「女性、老人、子ども、郷土を守ろうとして必死になる考え、思いは同じなのかなと感じる事はできますね。」と発言(以下「同発言」という。)する場面がある。他方、総務省のホームページの伊江村における戦災の状況(沖縄県)では、「戦時中日本軍の将兵には「戦陣訓」の「生きて虜囚の辱めを受けず」という方針が徹底され、捕虜になる前に自決することが規範とされてきたが、軍民一体化した沖縄の戦場には、一般住民まで強要されたところから敵の捕虜になればスパイとみなして処する、という軍の方針は一般住民をも呪縛した。」との一節が置かれている。同教官は、当該一節で示されている史実を念頭に置き、候補生たちと同発言を行ったものと考えられるが、私の認識に間違いはないのか、政府の見解を示されたい。

二 防衛省・自衛隊は、自衛官募集のホームページにおいて、同学校について「初級幹部自衛官としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う機関」であると設置目的を明示するとともに、「初級幹部としての必要な知識と技能を学びながら、幹部としての資質を養っていきます。具体的には防衛基礎学、戦術、戦史、戦闘戦技訓練、服務、防衛教養、実技などの課目があります。」と教育訓練の内容を具体的に紹介している。

1 同発言は、同学校の設置目的及び同学校が行っている教育訓練の趣旨に合致しているのか、政府の見解を示されたい。

か、政府の見解を示されたい。

2 同学校は、戦争で一般国民も自衛隊とともに犠牲をいとわず戦闘すべきであるとの考えを、将来の自衛隊幹部に伝授する方針であるのか、政府の見解を示されたい。

三 同番組における同研修の沖縄県読谷村での現地教育では、米軍に占領された飛行場を破壊するために投入され、多大な犠牲を出した義烈空挺隊の玉碎碑の前で、同教官が候補生たちに向かって「あの隊員たちについては、笑っているのがほとんどだったよね。」「要は、君らにそれがつくれるのかという話。みんなは一か月後には部隊に赴任をする。赴任をした後にあいつた隊員を育ててくちやならない。有事の際、喜んで行つてきますという人たちを。じゃないと兵士として戦えないでしょう、当然。」と候補生たちを鼓舞する場面が撮影されている。

1 義烈空挺隊の作戦は、その犠牲の大きさらにも特攻と考えられる。そのような特攻作戦を幹部自衛官候補生に奨励することが、同学校の思想なのか、政府の見解を示されたい。

2 これまでに海外に派遣された自衛隊員のうち、例えば、イラク人道復興支援活動やソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に自身の派遣が決まった際、笑顔を見せたり、喜んで行つてきます等の発言を行った者はいるか、可能な限り明らかにされたい。

四 同番組では、同教官による一連の発言に関するNHKの取材に対し、同学校側が「教官の発言は学校の見解ではなく遺憾です。」と回答したことが紹介されている。

1 同学校側が回答として述べている「学校の見解」とはどのようなものか、詳細を明らかにされたい。

2 同学校側は、回答として「遺憾」と述べているが、何に對しての「遺憾」であるのか、政府の見解を示されたい。

3 同教官による一連の発言は、同学校が同研修を実施した目的から逸脱しており、候補生たちに對して不必要な精神的圧迫を加えるものと言わざるを得ないと考える。同研修の終了後に、候補生たちから、同研修中にハラスメントを受けた等の申告はなかったのか、明らかにされたい。

4 同学校のように、特定の教育・訓練を行うことを目的として政府内に設置された学校において、NHK等の報道機関から教育・訓練が行われている実際の場面についての取材の申込みがあった場合、指導内容に優れ、かつ、指導者として模範的な者が実際の取材に応じることになると思われる。同教官は、同学校の中で模範的な指導者であるとして適切な方法で選抜された者であったのか、政府の見解を示されたい。

5 同学校において行われている研修を担当する教官を決定する場合、どのような要素をもつ者が研修の担当教官としてふさわしいのか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一七四号
令和七年五月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問に對する答弁書

一について

御指摘の「同教官」の「同発言」は、「同教官」の個人的な見解を述べたものであり、その一々に對してお答えすることは差し控えたい。なお、政府としては、先の大戦において、沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたと承知している。このような悲惨な経験を風化させることなく、次の世代に継承することが重要であると認識している。

二の1について

陸上自衛隊幹部候補生学校は、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第三十三条の二に規定する「陸上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと」を目的としており、御指摘の「同教官」の「同発言」は、同学校の設置目的に合致しない。また、同学校において行われる一般幹部候補生課程については、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和三十八年陸上自衛隊訓令第十号)第二十九条第二項に規定する「幹部としての資質を養うとともに、初級幹部として必要な基礎的な知識及び技能を修得させる」ことを趣旨としており、「同教官」の「同発言」は、同学校の教育訓練の趣旨に合致しない。

二の2について

陸上自衛隊幹部候補生学校では、二の1について述べた設置目的及び教育訓練の趣旨に基づき教育を行っているところであり、御指摘の

「戦争で一般国民も自衛隊とともに犠牲をいわず戦闘すべきである」との考えを、将来の自衛隊幹部に伝授する方針ではない。

三の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、陸上自衛隊幹部候補生学校においては、御指摘の「特攻作戦」を「奨励」していない。なお、政府としては、先の大戦において、沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたと承知している。このような悲惨な経験を風化させることなく、次の世代に継承することが重要であると認識しており、同学校としても同様の認識である。

三の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「自身の派遣が決まった際」の個別の発言等について、逐一把握していないため、お答えすることは困難である。

四の1及び2について

お尋ねについては、陸上自衛隊幹部候補生学校が、日本放送協会福岡放送局に對し、令和七年一月二十九日に電子メールにより「陸上自衛隊幹部候補生学校においては、「先の大戦において、沖縄は、国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたと承知しております。多くの住民の皆さんの尊い命が犠牲となり、二度とこのような悲惨なことを繰り返してはなりません。」という認識に立っております。こうした認識の下、陸上自衛隊幹部候補生学校における教育では、特に、第三十二軍司令部の首里からの撤退後に住民の皆さんが多数戦禍に見舞われた事実を取り上げ、将来の陸上自衛隊の幹部になる者に對して、国土戦の実相や、有事における国民保護の重要性等について教育を行っています。

本課程においても、幹部候補生に對し、昨年十月の校内教育、十二月の沖縄戦史現地教育の事前教育、研修地である喜舎場、前田高地等における教育、移動中の車内での教育などの機会を捉えて、こうした内容を繰り返し教育しております。今回、御指摘のあった教官の発言は、幹部候補生学校の見解ではなく、このような発言があったことは遺憾です。幹部候補生学校長は、当該教官に對し、速やかに指導し、本人も深く反省しています。また、学校職員に對し、今後は、現地において、上官が教官を指導できる態勢をとることを指示しました。また、幹部候補生に對し、御指摘のあった教官の発言を是としていないことや、二度と悲惨な戦争を繰り返してはならないこと、万一の際における国民保護の重要性、幹部自衛官としての責任の重さ等についてあらためて教育を実施しました。」と回答したとおりである。

四の3について

御指摘の「二連の発言」について、現時点においては、陸上自衛隊幹部候補生学校において、「ハラスメントを受けた等の申告があったとの報告は受けていないが、今後、報告があった場合には、厳正に對処していく。

四の4について

お尋ねは個別の人事に関する事柄であり、その詳細を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四の5について

陸上自衛隊幹部候補生学校の教官については、二の1について述べた同学校の設置目的を踏まえ、知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案して選考しているところである。

令和七年五月七日提出
質問第一七五号

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書

提出者 八幡 愛

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一七第一四三号)に関し、以下の点について、政府の見解を改めて明らかにされたい。

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第一条第一項にある「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上」とは、すべての合法的な職業に等しく該当する理念として理解されるか。

二 政府は、法令に違反しない限り、特定の合法的職業について、公的な場面において他の職業と比較し「価値が低い」あるいは「社会的に望ましくない」といった評価を、制度的に加えるべきではないとの立場であるか。

三 「すべての職業に貴賤はない」という表現は、一般に、法令に違反しない限り、いかなる職業であっても人間の尊厳に差はなく、社会的評価の上下を制度的に設けるべきでないという価値判断を意味すると解されるが、政府もこのような価値判断を共有しているか。

四 介護、保育、物流、小売、清掃等、社会の基盤を支える業務を担っている者(いわゆるエッセンシャルワーカー)の賃金が、相対的に低い傾向にあることについて、政府はどのように認識しているか。

五 エッセンシャルワーカーの賃金水準が、職業の社会的評価や制度設計において十分に反映さ

れていない場合、それは結果として職業の貴賤を制度的に助長する構造につながっていると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二一七第一七五号

令和七年五月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「すべての合法的な職業」の具体的に意味するところが明らかではないが、一般論として申し上げれば、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号。以下「労働施策総合推進法」という。)においては、労働施策総合推進法第一条第一項等に基づき、全ての「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上」等を図ることを目的として、各種施策を講ずることとされているところである。

二について

御指摘の「特定の合法的職業」及び「公的な場面において・・・評価」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、先の答弁書(令和七年四月二十五日内閣衆質二

一七第一四三号)一についてでお答えしたとおり、政府としては、労働施策総合推進法第一条の目的規定において、「国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図る」、「労働者の職業選択の自由・・・についての自主性を尊重しなければならない」、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない」等と規定されていることを踏まえ、労働関係法令に基づく各種施策を講じてきているところである。

三について

御指摘の「表現」については、政府として定義して用いているものではなく、また、御指摘のように「一般に、・・・解される」とは承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「介護、・・・清掃等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、「介護、保育、物流、小売、清掃」の業務を担っている者」に関しては、厚生労働省の「令和六年賃金構造基本統計調査」によると、令和六年六月の「きまって支給する現金給与額」について、例えば、「老人福祉・介護事業」及び「児童福祉事

業」を含む「社会保険・社会福祉・介護事業」では二十八万五千三百円、「道路貨物運送業」では三十四万二千五百円、「小売業」では三十一万千百円、「清掃事務所」を含む「廃棄物処理業」では三十二万五千八百円であり、いずれの「産業」においても、「産業計」での三十五万九千六百円と比べて低い状況であり、これらの「産業」に係る賃上げは課題であると認識している。

五について

御指摘の「エッセンシャルワーカー」の具体的に指し示す範囲が明らかではなく、また、御指摘の「職業の貴賤」については政府として定義して用いているものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、四で御指摘の「介護、保育、物流、小売、清掃」の業務を担っている者」も含め、賃上げに取り組んでいるところであり、例えば、「介護、保育」に関しては、令和七年一月二十八日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「介護、・・・保育分野における処遇改善についてでございます。これら対人支援を担われる方々の処遇改善について、賃金水準や賃上げに向けた費用負担の仕組みなどの状況は異なるものの、いずれも重要な課題であるということとは認識をしておるところでございます。介護・・・分野につきましては、令和六年度の報酬改定で措置した処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化や、先般の補正予算に盛り込みました生産性の向上や職場環境の改善など更なる賃上げに向けた支援を通じて、賃上げを進めてまいります。幼児教育、保育分野につきましては、令和七年度予算におきまして、幼稚園教諭、保育士などにつきまして、十パーセントを上回る大幅な処遇改善を行うこととい

たしており、引き続き、こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善に取り組んでまいります。」と答弁しているところである。また、四で御指摘の「物流」に関しては、同年四月九日の衆議院国土交通委員会において、中野国土交通大臣が「トラック運送業・・・他の産業と比較して賃金が低い等、労働条件の改善というのは大変課題であります。その賃金の引上げの原資となる適正運賃を運送事業者が収受できる環境整備が重要でございます。・・・様々な取組を行ってきたところでございますが、トラックドライバーの賃金については、令和五年度の現金給与総額は、前年度から横ばいでございます。現在、政府全体で賃上げ支援を強力に推進するとともに、構造的な価格転嫁の実現に鋭意取り組んでおります。昨日、私からも直接、トラック業界に対して、価格転嫁や賃上げについて要請を行ったところでございます。労働時間ということも申し上げますと、令和五年度から令和六年度にかけて、トラックドライバーの労働時間は約二パーセント減少しておりますが、・・・荷待ちの時間や荷役の時間の合計は、四年前と比較してほぼ横ばいというのが現状でございます。この労働環境の改善には、荷主の理解と協力が不可欠だと考えております。引き続き、国土交通省として、標準的運賃の周知啓発や、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導等に取り組むとともに、改正物流法は今年から施行となりまして、これを活用して、荷主等による荷待ち時間の削減の取組等の運用をしつかり進めてまいりたいと考えております。」と答弁しているところである。さらに、四で御指摘の「小売、清掃」も含め、産業全体の賃上げについては、同年三月二十四日の参議院内閣委員会にお

いて、赤澤内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が「中小・小規模企業の皆様方に、賃上げの原資となる稼ぐ力を継続的に高め、安心して賃上げしていただけるよう、適切な価格転嫁の推進や生産性向上に向けて、省力化・デジタル化投資の促進、人材、経営基盤を強化する事業承継やM&Aを後押しするなど、あらゆる施策を総動員して取り組んでまいりたいと思います。」と答弁しているところである。

令和七年五月七日提出
質問第一七六号

政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問主意書

日本政府は近年、「世界で最もAI(人工知能)を開発しやすい国」を目指す方針を打ち出しており、内外に対してその姿勢を明確に示してきたと考える。令和六年六月に閣議決定された「統合イノベーション戦略」においては、研究開発の加速、規制緩和、生成AIの社会実装などが積極的推進されている。また、現在審議されているいわゆるAI関連技術の研究開発・活用推進法案(AI新法)は、研究機関や企業による開発促進のための支援措置を大幅に拡充しようとするものであると考える。しかしながら、AI新法においては、生成AIが既存の著作物を著作者に無断で学習し、創作物を出力することによる著作権侵害の懸念、さらには創作者の職業的基盤を脅かす可能性が広く指摘されていると考える。

一方で、欧州連合(EU)などにおいては、AIの倫理的利用や著作権との整合性を重視した包括

的な規制体系が議論されており、日本の現行方針が国際基準と乖離している可能性もある。このように、国際的にはAIの開発に関して、著作者の権利保護とのバランスが問題となっており、規制の方向性については各国で温度差が見られると考える。

そのため、日本におけるAI関連政策の形成過程において、政務三役の中立性および説明責任の確保は極めて重要であり、仮に政策決定に携わる政務三役がAI関連企業と経済的利害関係を有しているとするれば、その透明性と中立性は重大な疑念にさらされることとなると考える。

よって、以下の事項について質問する。

一 現在の政府において、AI関連企業(人工知能の研究開発、生成AIサービス、関連ソフトウェア・ハードウェア、またはそれに準ずる事業を主たる業務とする企業を含む)から政治献金を受けた者はいるか。いる場合には、それぞれの氏名、企業名および献金額を可能な限り明らかにされたい。

二 前項におけるAI関連企業の定義について、政府としてどのように整理しているか、定義を示されたい。

三 政務三役がAI関連企業から政治献金を受けていた場合、それがAI新法のようなAI関連政策の形成に影響を及ぼした可能性について、政府としてどのように評価しているか、見解を示されたい。

四 現在の政府において、仮想通貨(暗号資産)による政治献金を受け取った者はいるか。いる場合には、それぞれの氏名、献金の形式、受領時期および通貨の名称・銘柄を可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一七六号
令和七年五月十六日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員八幡愛君提出政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

お尋ねの「現在の政府において、AI関連企業・・・から政治献金を受けた者はいるか」については、政務三役である政治家個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。そのため、「政務三役がAI関連企業から政治献金を受けていた場合」における「AI関連政策の形成に影響を及ぼした可能性」に関するお尋ねについて、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「前項における」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「AI関連企業」の画一的な定義は行っていない。

四について

お尋ねは、政務三役である政治家個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

環境影響評価法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

環境影響評価法の一部を改正する法律

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

第二条第二項第一号ロ中「の新築」を「及び」に改める。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 既存工作物(第二条第二項第一号イからハまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。)について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域(当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。)において当該既存工作物と同種の工作物(当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。)の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

第三条の四第一項中「書類」の下に「(前条第二項の規定により第一種事業を実施しようとする場合にあっては、同項の規定により作成した配慮書)」を加える。

第五条第一項第四号中「第三条の三第一項第四号」の下に「(対象事業が同条第二項の規定により実施する第一種事業である場合にあっては、同項第二号)」を加える。

第二十一条第二項中「第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、」を削る。

において同じ。)を、「による」の下に「公表」を加える。

第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第五十五条第二項中「第五十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条第二項中「第六十条」を「第六十二条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「配慮書」の下に「(同条第二項の規定により実施しようとする第一種事業にあっては、同項の規定により作成した配慮書)」を加え、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しとして「(命令の制定とその経過措置)」を付し、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一項を加える。

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第五十二条 環境大臣は、事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

一 第三条の四第一項(第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた方法書

三 第十六条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項

において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた準備書

四 第二十七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた評価書

五 第三十八条の三第一項(第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた報告書

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日

二 目次の改正規定、第二十一条第二項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第四十九条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる改正規定、第五十五条第二項の改正規定、同条を第五十六条とする改正規定、第五十四条第二項の改正規定、同条を第五十五条とする改正規定、第五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の環境影響評価法(以下この条において「旧法」という。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であつて、旧法第三条の四第一項の規定による計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の送付又は環境影響評価法第六条第一項の規定による環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第五条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

理 由

環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、工作物の新設又は増改築の事業であつて現に存在する工作物の撤去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的とするものについて環境影響評価方法書の作成前の手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境影響評価法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建替えの事業に係る環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、事業実施想定区域及び当該区域の選定に係る調査、予測及び評価に關するものに代えて、当該区域及び当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとする。

2 環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が公表した環境影響評価に係る書類を、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得た上で、政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとする。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するための措置として

妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年五月十六日

環境委員長 近藤 昭一

衆議院議長 額賀福志郎殿

環境影響評価法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の低減と環境影響評価手続の合理化がともに実現できる基準を定めるとともに、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に關して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。また、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図ること。

二 環境影響評価手続において事業者等が作成する図書について、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。

三 風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する場合があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電に

についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に關する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方自治体の取組を支援すること。

四 環境影響評価制度をはじめとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えるとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。

五 特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な影響評価について、標準的な手法が定まっていらない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。

六 現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。

七 諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。

八 事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第四条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月九日

参議院議長 関口 昌一

衆議院議長 額賀福志郎殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条を」第五十八条に改める。

第四条第一項第二号イ中「又は第五十条第一項」を「第五十条又は第五十一条第一項」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号ただし書中「及び次号」を「第七号を除く。」、次号及び第十三号に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第七号に規定する」を「第八号イに掲げる」に、「同号」を「同号イ」に、「又は」を「若しくは」に、「者で」を「者又は同号口に掲げる期間内に分割により同号口の立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前号に規定する」を「前号イに掲げる」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「前号の」を「前号イの」に、「者で」を「者又は同号口に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人合併又は風俗営業の廃止について相当な理

由がある者を除く。の」前号口の立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日まで」の間を「次のいずれかに掲げる期間内」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日まで

の間

口 第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該許可を受けようとする者(法人に限る。イ及びハにおいて同じ。と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又は

その事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの(口において「親会社等」という。)

口 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

第四条第一項に次の一号を加える。

十三 第三号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

第七条第三項中の申請をした相続人を削る。

第七条の二第二項後段及び第七条の三第二項後段を削る。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制)

第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第十七条に規定する料金について、事実上相違する説明をし、又は客を誤認させるような説明をすること。

二 客が、接客従業者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該接客従業者も当該客に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに

乗じ、次に掲げる行為により当該客を困惑させ、それによつて遊興又は飲食をさせること。

イ 当該客が遊興又は飲食をしなければ当該

接客従業者との関係が破綻することになる旨を告げること。

口 当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するためには、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること。

三 客が注文その他の遊興又は飲食の提供を受ける旨の意思表示(第二十二條の二第一号において「注文等」という。)をする前に遊興又は飲食の全部又は一部を提供することにより、当該客を困惑させ、それによつて当該遊興をさせ、若しくはしたものとさせ、又は当該飲食をさせること。

第二十二條の見出しを「(風俗営業を営む者の禁止行為等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(接待飲食営業を営む者の禁止行為)

第二十二條の二 第二条第一項第一号の営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ(これと同様の経済的性質を有するものを含む。)に係る債務の弁済(次号において「料金の支払等」という。)をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。

二 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。

イ 売春防止法その他の法令に違反する行為

をすること。

口 対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等(性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下口において同じ。)を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。)をすること。

ハ 第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号の営業において異性の客に接触する役務を提供する業務に従事すること。

二 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)第二条第三項に規定する性行為映像制作物への出演をすること。

ホ 外国において売春をすること。

第二十三条の見出しを「遊技場営業を営む者の禁止行為」に改め、同条第一項及び第二項中「前条第一項の規定によるほか」を削る。

第二十四条第二項第二号中「又は第六号から第九号」を「第六号又は第八号から第十号」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

13 第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならない。

第三十一条の三第一項中「規定は、」を「規定は」に改め、「者について」の下に「同条第十三項の規定は第二条第七項第一号の営業を営む者について

て、それぞれを、「なつて」との下に「同条第十三項中「営業所で異性」とあるのは「異性」とを加える。

第三十一条の十五第一項中「第四十九条第五号及び第六号」を「第五十条第一号及び第二号」に改める。

第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第三十六条の二第二項第三号イ中「在留期間」の下に「の満了の日」を加える。

第五十七条を第五十八条とする。

第五十六条中「代表者、法人又は」を「代表者又は法人若しくは」に、「が、」を「が、その」に、「営業を」を「業務」に、「第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十九条 三億円以下の罰金刑
二 第五十条、第五十一条第一項又は第五十三条から前条まで 各本条の罰金刑
第五十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十九条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第五十六条を第五十七条とする。
第五十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中

「者」を「とき」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條の二の規定に違反したとき。
第五十二条に次の一号を加える。

七 第二十八条第十三項(第三十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定に違反したとき。
二 第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

三 第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会

の処分に違反したとき。
四 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだとき。

五 偽りその他不正の手段により第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七條第一項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の承認を受けたとき。

六 第三十一条の二十三において準用する第十條の規定に違反したとき。
第四十九条を第五十条とし、第七章中同条の前に次の一号を加える。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだとき。
二 偽りその他不正の手段により第三條第一項の許可又は第七條第一項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の承認を受けたとき。

三 第三十一条の規定に違反したとき。
四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項又は第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。

五 第二十八条第一項(第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
六 第二十八条第二項(第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

六 第二十八条第二項(第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第四条第一項の改正規定(同項第二号イの改正規定を除く)、第二十四条第二項第二号の改正規定及び第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(次項及び附則第五条において「施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間におけるこの法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行の前日である場合には、同法第九十六条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の改正規定中「第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは、「第五十一条及び第五十二条」とあるのは、「第五十一条、第五十一条第一項、第五十二条及び第五十三条」とする。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「禁止行為等」を「風俗営業を営む者の禁止行為等」に、「第五十条第一項第五号」を「第五十一条第一項第五号」に、「第五十条第一項第八号」を「第五十一条第一項第八号」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項(第二号)に改め、「第八号」の下に「係る部分に限る。」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。次条において「組織的な犯罪処罰法」という。)の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条(無許可営業等の罪

(組織的な犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 組織的な犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯したこの法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第二号から第六号までの罪(この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五十条各号(第四号を除く。))の罪に相当するものを除く。))の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行わ

れたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が法令により罪に当たるものを含む。))により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關して施行日以後にした行為に對しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪処罰法第二条第一項の犯罪収益とみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における悪質ホストクラブ問題をはじめとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に關し、客の正常な判断を著しく阻害する行為として、料金について事実上相違する説明等をする行為等をしてはならないこととする。

2 接待飲食営業を営む者は、その営業に關し、客に注文等又は料金の支払等をさせる目的で当該客を威迫して困惑させる行為や、客に對し、威迫し、又は誘惑して料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ることを要求する行為をしてはならないこととし、これらの行為をした者に對

する罰則を設けること。

3 性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に對し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けること。

4 風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業員がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げること。

5 都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者である法人等を追加すること。

6 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。ただし、5については、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における悪質ホストクラブ問題をはじめとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年五月十六日
内閣委員長 大岡 敏孝
衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 悪質なホストクラブ等の客が売掛金等を蓄積させられた上で、売春等をさせられている状況に鑑み、こうした性的搾取を防止するため、被害者の保護に努めるとともに、当該行為に関与した者の指導・取締りを一層推進すること。また、海外売春をさせられる事例も見受けられることから、外国の関係機関とも連携しながら厳正に対処すること。

二 悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること。

三 ホスト等によるマインドコントロールや犯罪者集団による報復への恐れから、被害者自身による申告が困難な場合があることを踏まえ、早期に被害の回復につながるため、関係行政機関や被害者支援団体等と連携しながら、被害者やその家族等に対する適切で効果的な広報・啓発、相談・支援体制の強化等の取組を進めること。また、中長期的な被害の回復に対する支援の充実や被害者支援団体等への支援の拡充についても検討すること。

四 悪質なホストクラブ等において、ホスト等が客に対して、その客の好意の感情を不当に利用し、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる実態等があることに鑑み、客がその意

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

に反して、売掛金等の高額な債務を負うことのないよう、消費者契約法に基づく取消しを主張できる場合があること及び消費者トラブルに関する相談窓口について周知を徹底すること。

五 悪質なホストクラブのホストがSNSやマッチングアプリ上で、ホストであることを隠して客となるよう勧誘等を行っている事例があることに鑑み、ターゲットとなる若年層を中心に被害を受ける可能性のある者に届くような効果的な手法を工夫し、注意を呼びかけること。また、当該行為に関与した者の取締りにについても積極的に取り組むこと。

六 悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、ホストクラブやメンズコンセプトカフェ等の接待飲食営業について、売掛金等の高額な債務を負わせることにつながるような遵守事項等に違反する行為が行われないうよう、監督・指導に更に積極的に取り組むこと。

七 現下の悪質ホストクラブ問題の深刻な状況を踏まえ、法施行前においても取締りの強化や広報・啓発に一層努めるとともに、今後の悪質ホストクラブ問題に係る情勢を踏まえ、必要に応じ、他の関係法令も含めた更なる措置を検討すること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第一条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）」を「第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第四条に次の一項を加える。

4 国は、第二項第十五号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、何人も職場における労働者の就業環境を害する言動を行つてはならないことに鑑み、当該言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的にに行わなければならない。

第三十八条第一項中「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第九章」を「第十章」に改める。

第三十八条の二中「第九章」を「第十章」に改め、「地方公務員について」の下に「第八章」を加える。

第十一章を第十二章とし、第八章から第十章までを一章ずつ繰り下げ、第七章の次に次の一

章を加える。

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体にに対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第二条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「言動」を「言動等」に、「第三十条の二」第三十条の八を「第三十一条」第三十九条に、「第三十一条」第三十二条を「第四十条」第四十一条に、「第三十三条」第四十一条を「第四十二条」第五十一条に改める。

第十章の章名中「言動」を「言動等」に改める。第四十一条中「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十条第一項中「者は」を「場合」には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「者を」とき。」に改め、同項第三号中「第三十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同項第四号中「第三十六条第二項」を「第四十五条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第五十条とする。

第三十九条の前の見出しを削り、同条中「第三十二条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条を第四十九条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第三十八条の二中「第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項」を「第三十五条から第三十九条まで、第四十二条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第三十条の二及び第三十条の三」を「及び第三十一条から第三十四条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条第一項中「第三十条の七及び第三十条の八」を「第三十八条及び第三十九条」に、「第三十三条、第三十六条第一項」を「第四十二条、第四十五条第一項」に、「第四十一条」を「第五十一条」に改め、同条第二項中「第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第一項及び」を「第三十一条第三項並びに第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項、第四十二条、第四十五条第一項並びに」に、「第三十条の二第四項」を「第三十一条第四項（同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十条の八」を「第三十九条」に、「第三十条の六及び第三十八条第三項」を「第三十七条及び第四十七条第三項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十六条

条第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは「第三十六條第一項」とを削り、同条第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七條第三項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七條第一項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十八條第三項」を「第四十七條第三項」に改め、同条を第四十七条とし、第三十七条を第四十六条とする。

第三十六条第一項中「第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十四条とし、第三十四条を第四十三条とする。

第三十三条第二項中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。」を「第三十三条第一項及び第二項、第三十六條第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一章中第三十二条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする。

第十章中第三十条の八を第三十九条とする。

第三十条の七中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七條第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中「第十八條第一項」を「第三十一条第一項」中「第二十四條第一項」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十条の六第一項中「第三十条の四」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「第三十条の二第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条の五第二項中「第三十条の二第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条の四中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「第二項」の下に「並びに第三十三条第一項及び第二項」を加え、「第三十条の八」を「第三十九条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条の三の見出しを「（職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第三十三条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（次

条第五項において「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第三十一条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

（職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務）

第三十四条 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「顧客等言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用の労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。	条「第三十八条」に、「第三十三条」を「第三十九条」に改める。 第三十一条第三項中「当該事業主の」を「当該他の事業主が」に改める。 第三十三条中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。	合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項を「第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項」に改め、同条を第三十六条とし、第二十九条を第三十五条とし、第二十八条を第三十四条とし、第三章第二節中第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。	を「委ねる」に改め、同条を第二十一条とし、第二章第三節中第十四条を第二十条とする。 第十三条の二中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条」に改め、第二章第二節中同条を第十九条とし、第十三条を第十八条とする。 第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前の見出しとして「妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置」を付し、第十一条の四を第十六条とする。
3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。	第三十一条第一項中「第十一条の三第四項及び第十三条第三項」を「第十三条第四項、第十五条第四項及び第十八条第三項」に、「第十一条の三第三項、第十三条第二項」を「第十三条第三項、第十五条第三項、第十八条第二項」に、「第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項」を「第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条、第十九条及び第三十五条第二項」に、「第十一条の三第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第二十一条の三第一項中」を「第二十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第十八条第一項中」を「第二十四条第一項中」に改め、同条第二項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十九条から第二十七項まで」を「第二十五条から第三十三項まで」に改め、同条第五項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十七条とする。	第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第二十四条を第三十条とし、第二十条から第二十三条までを六条ずつ繰り下げ、第十九条の前の見出しを削り、同条を第二十五条とし、同条の前の見出しとして「調停」を付する。 第十八条第一項中「第十六条」を「第二十二」に改め、同条第二項中「第十一条第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第二十四条とする。	2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 第十一条の三を第十五条とし、第十一条の二を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。 （求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条において「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
4 労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。	第三十一条第一項中「第十一条の三第四項及び第十三条第三項」を「第十三条第四項、第十五条第四項及び第十八条第三項」に、「第十一条の三第三項、第十三条第二項」を「第十三条第三項、第十五条第三項、第十八条第二項」に、「第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項」を「第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条、第十九条及び第三十五条第二項」に、「第十一条の三第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第二十一条の三第一項中」を「第二十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第十八条第一項中」を「第二十四条第一項中」に改め、同条第二項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十九条から第二十七項まで」を「第二十五条から第三十三項まで」に改め、同条第五項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十七条とする。	第十六条中「第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項を「第十三条第一項、第十三条第二項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項」に改め、同条を第三十六条とし、第二十九条を第三十五条とし、第二十八条を第三十四条とし、第三章第二節中第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。	（求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条において「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
5 顧客等は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるとともに、労働者に対する言動が当該労働者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うように努めなければならない。	第三十条の二の見出しを「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等」に改め、同条を第三十一条とする。	第十七条第二項中「第十一条第二項の規定を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、第三章第一節中同条を第二十三条とする。	（求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条において「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
第三十条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。	第三十条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	第三十条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	第三十条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。
第三十一条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。	第三十一条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	第三十一条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	第三十一条中「第三十一条の二」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。
に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。	に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十二条とする。

2 事業主は、労働者が事業主による求職者等からの前項の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（求職活動等における性的言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十四条 国は、求職者等の求職活動等を阻害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「求職活動等における性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、求職活動等における性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深

め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

4 労働者は、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

附則第二項の見出し中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第十三条の二」を「第十九条」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第四条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「配慮して」を「配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して」に改める。

第五条第二項第三号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

第十二条中「第十三条の二」を「第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条」に改める。

第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしよう」に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をした」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。

第二十條第二項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

第二十條第二項中「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

第二十條第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。

第二十一條中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

第三十四條中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第三十六條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改める。

第三十七條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者」を「とき」に

改める。

附則第二條第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八條第一項の改正規定（及び第二項を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二條第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三條、第七條及び第十六條の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二條の改正規定を除く。）並びに附則第六條の規定及び附則第十三條中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七條の四の改正規定（昭和四十一年法律第三百二十二号）の下に「第二十七條の三第一項」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

(準備行為等)

第二条 厚生労働大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条(同号に掲げる改正規定に限る。)の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(次項において「第二号新労働施策総合推進法」という。)第二十七条の三第二項の規定の例により、指針(同項に規定する指針をいう。次項において同じ。)を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された指針は、前条第二号に掲げる規定の施行の日において、第二号新労働施策総合推進法第二十七条の三第二項の規定により定められ、公表された指針とみなす。

第三条 次の各号に掲げる規定による指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、当該各号に定める規定の例により行うことができる。

一 第二条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下この条及び次条において「第二条改正後労働施策総合推進法」という。)第三十三条第四項(第二条改正後労働施策総合推進法第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)第二条改正後労働施策総合推進法第三十三条第四項並びに同条第五項において準用する第二条改正後労働施策総合推進法第三十一条第四項及び第五項(これらの規定を第二条改正後労働施策総合推進法第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

二 第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

改正規定を除く。)による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下この条及び附則第五条において「改正後男女雇用機会均等法」という。)第十三条第三項(改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)改正後男女雇用機会均等法第十三条第三項並びに同条第四項において準用する改正後男女雇用機会均等法第四項及び第五項(これらの規定を改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

2 前項の規定により策定された指針は、この法律の施行の日において、それぞれ第二条改正後労働施策総合推進法第三十三条第四項の規定により策定された指針及び改正後男女雇用機会均等法第十三条第三項の規定により策定された指針とみなす。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第四条 特定紛争(この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項(同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のあつせんに係る紛争をいう。次条において同じ。)については、第二条改正後労働施策総合推進法第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 特定紛争については、改正後男女雇用機会均等法第二十二条の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十條第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(船員職業安定法の一部改正)

第九条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第九十一条中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項を」、「第十三条第一項及び第十五条第一項」に改める。

第九十一条の三中「第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第二項」を「第三

三十一条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。

第九十二条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の八中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。

第八十五条の二第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中「第二十四条第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)
第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十七条の二中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項」を「第十三条第一項及び第十五条第一項」に改める。

第四十七条の四中「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項」を加え、「第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第二項中」を「第三十一条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。

第四十七条の九中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第二十八條第一項」を「第三十一条第一項中」に改める。

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)
第十四条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第二十八條第一項」を「第三十一条第一項中」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)
第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の六中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第二十八條第一項」を「第三十一条第一項中」に改める。

第六十条第三項中「第二十條」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七條第三項」に、「第二十三條」を「第二十九條」に、「第二十一条」を「第二十七條」に、「第二十五条第一項中」を「第二十八條第一項」を「第三十一条第一項中」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)
第十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

理 由

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、いわゆるカスターマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務及び職場における治療と仕事の両立支援についての努力義務を課すこと、男女間における賃金差異の状況等の情報公表を義務付けること等の措置を講ずるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限を十年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 カスターマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主は、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

2 カスターマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者等の責務を明確にすること。
3 国は、何人も職場においてハラスメントを行ってはならないことに鑑み、国民の規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動

積極的に行わなければならないものとする。

4 女性の職業選択に資する情報公表に関し、男女間における賃金差異の状況及び管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合の公表を、常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主等に義務付けること。

5 女性の職業生活における活躍の推進に当たり配慮すべき事項として、女性の健康上の特性を基本原則に加えるものとする。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針において定める事項として、職場のハラスメント防止対策を加えるものとする。

7 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主の特例認定制度の認定基準の見直しを行うこと。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を十年間延長し、令和十八年三月三十一日までとすること。

9 職場における治療と仕事の両立支援の推進を図るため、事業主は、相談体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

10 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、カスターマーハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示として、カスターマーハラスメン

令和十八年三月三十一日
女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

令和七年五月二十日 衆議院会議録第二十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

トへの対応の実効性を確保するために必要なカ
スタマーハラスメントの抑止のための措置を追
加すること、フリーランスが受けた業務委託に
係る業務において行われるカスタマーハラスメ
ントを防止するための施策についての検討規定
を設けること等の修正を行う必要があると認
め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと
議決した。

なお、本案に対し、日本共産党より、労働者の就業環境を害する言動等を禁止すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年五月十六日

厚生労働委員長 藤丸 敏

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正法律等の一部を改正する法律案に対する修正法律等の一部を次のように修正する。

第二条のうち労働施策の総合的な推進並びに労

働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の三を第三十二条とし、同条の次に二条を加える改正規定のうち第三十三条第一項中「もの」の下に「(以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。)」を、「整備」の下に「、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置」を加える。

第二条のうち労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

法律第三十条の三を第三十二条とし、同条の次に二条を加える改正規定のうち第三十四条第一項中「前条第一項に規定する言動」を「顧客等言動」に、「言動」を「顧客等言動」に改める。

附則第一条第一号中「第七条」の下に、「第八条の二」を加える。

附則第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「検討」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八條の二 政府は、特定受託事業者、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別紙

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 カスタマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような

指針を策定すること。また、カスタマーハラスメントに関する業界団体のガイドライン策定等に当たっては、消費者、障害者等の利害関係者にも配慮するよう留意すること。

二 福祉事務所、病院等のサービスが途絶すると生存に影響が及ぶ施設等においては、その利用が途絶しない工夫を行いつつ、カスタマーハラスメント対策を講ずること。また、事業主が前述の施設等でのカスタマーハラスメント対策を講ずる際には、利用者に理解してもらえように代理人の同席を認めることや弁明の機会を設けるなどの権利擁護の配慮を怠らないよう指導等を行うこと。

三 カスタマーハラスメント対策の強化のため
事業場において労働者と同じ場所において作
業を行う労働者以外の作業従事者も含むカスタ
マーハラスメント対策の在り方について、本法
の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

四 他の事業主にカスタマーハラスメント対策の協力を求めた場合の他の事業主の対応について、協力を求めた事業主に調査を行うことにより、その実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

五 地方自治体でのカスタマーハラスメント対策は住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって総務省からの支援策を講ずること。

また、国及び地方自治体でのカスタマーハラスメント対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。

六、措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、真摯に対応すること。そのた

め、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。

七 性的指向や性自認（SOGI）の開示である。いわゆる「カミングアウト」を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること及び就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事業主に周知啓発を行うこと。

八 パワーハラスメントを受けた労働者からの相談には適切に対応し、相談者の意向を丁寧に聴取しながら解決するよう事業主に周知徹底すること。

九 労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントとして全て禁止することについて検討すること。

また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、ILO第百九十号条約の批准に向けて検討すること。特に、地方自治体の長及び議会の議員によるハラスメントの禁止に向けた地方自治体の取組を支援すること。

十 男女雇用機会均等法第七条に規定する間接差別の禁止の対象の拡充について、社会情勢の変化や国際機関の意見を踏まえつつ、機動的に検討を行うこと。

十一 女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男

女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。
また、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十二 治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。
また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十三 疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の予算

額二兆円のうち、令和五年十二月二十二日に決定された地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費一兆千三百十億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるとして提出されたものである。

二 本件の議決理由
本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和七年五月十九日
決算行政監視委員長 鈴木 義弘
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和五年度一般会計予備費の予算額五千億円のうち、令和五年四月十八日から令和六年三月十八日までの間において決定された三千七十七億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるとして提出されたものである。その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費、災害救助等に必要な経費、水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費等六十七件である。

二 本件の議決理由
本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和七年五月十九日
決算行政監視委員長 鈴木 義弘
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和五年度特別会計予備費の予算総額七千二百八十六億円余のうち、令和五年九月二十九日から令和六年一月二十六日までの間において決定された十九億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるとして提出されたものである。その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費及び財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費の二件である。

二 本件の議決理由
本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和七年五月十九日
決算行政監視委員長 鈴木 義弘
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定により令和六年二月二十日から同年三月二十六日までの間において決定された七百十億円余の経費増額につき、特別会計に関する法律第七条第二項の規定に基づき国会の

事後承諾を求めるとして提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額二件及び自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額の計三件である。

二 本件の議決理由
本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和七年五月十九日
決算行政監視委員長 鈴木 義弘
衆議院議長 額賀福志郎殿

